# 平成21年8回玖珠町議会定例会会議録(第4号)

#### 平成21年12月15日 (火)

### 1. 議事日程第4号

平成21年12月15日(火) 午前10時開議

第 1 日程変更について (議会運営委員長報告)

第 2 一般質問

第 3 追加議案の上程(議案第114号)

第 4 町長の提案理由の説明

第 5 追加議案の質疑

#### 1. 本日の会議に付した事件

日程第 1 日程変更について (議会運営委員長報告)

日程第 2 一般質問

日程第 3 追加議案の上程(議案第114号)

日程第 4 町長の提案理由の説明

日程第 5 追加議案の質疑

### 出席議員(16名)

2 番 尾 方 嗣 男 1 番 佐藤左俊 菅 原 3 番 4 番 柳井田 英 徳 5 番 工藤重信 6 番 河 野 博 文 番 高 田 修 治 8 番 宿利俊行 7 9 番 松本義臣 10番 清藤一憲 江 藤 徳 美 12番 11番 秦 時 雄 13番 日 隈 久美男 14番 後藤 勳 15番 片 山 博 雅 16番 藤本勝美

欠席議員(なし)

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長 小川敬文 議事係長 穴井陸明

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	後藤	威彦	副町長	太	田	尚人
教 育 長	本 田	昌 巳	総 務 課 長	松	山	照 夫
財 政 課 長	帆 足	博充	地域力創造課長	河	島	広太郎
税務課長	帆 足	一大	福祉保健課長	日	隈	桂 子
住民課長	横山	弘康	建設課長兼公園整備室長	梶	原	政 純
農林業振興課長兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	宿利	博実	商工観光振興 室 長	湯	浅	詩 朗
水道課長	村口	和好	会計管理者兼 会 計 課 長	麻	生	太一
人権同和啓発 センター所長	飯田	豊実	学校教育課長	穴	本	芳 雄
社会教育課長兼 中央公民館長	大 蔵	順一	学校教育課参事兼 学校給食センター所長	野	田	教 世
わらべの館館長	中 川	英 則	行 政 係 長	Щ	本	恵一郎

### 午前10時00分開議

○議 長 (藤本勝美君) おはようございます。

開会に先立ちまして、傍聴される皆さんにお願いします。

会議中は静粛に願います。

なお、会議中の言論に対し、拍手や可否表明などの言動は固く禁じられております。

また、会議の傍聴規則第7条及び第9条の規定により、写真撮影やカセットテープの使用、携帯電 話の持込みは禁止されていますので、ご協力願います。

ただ今の出席議員は16名です。

会議の定足数に達しております。直ちに本会議を再開し、本日の会議を開きます。

## 日程第1 日程の変更について

○議 長 (藤本勝美君) 日程第1、日程の変更について、議会運営委員会委員長に委員会協議の結果 について報告を求めます。

議会運営委員会委員長清藤一憲君。

○議会運営委員長(清藤一憲君) 皆さんおはようございます。

12月10日、町長から追加議案の申し出がありましたので、本日9時より議会運営委員会を開催いたしましたので、その協議結果について報告いたします。

議案第114号、平成21年度民生安定施設整備事業玖珠自治会館建築主体工事請負契約の締結について、執行部より説明をいただき、議案の取り扱いにつきまして慎重に協議を行いました。その結果、追加議案第114号は、議案の性格上、本日の日程で上程及び議案質疑まで行い、討論、採決は本定例会の最終日に行いたいと思います。どうかよろしくご審議のほどお願い申し上げまして、議会運営委員会の協議結果の報告を終わります。

○議 長(藤本勝美君) ただ今、議会運営委員長より委員会協議の結果について報告がありましたが、 本日の日程は、あらかじめお手元に配付されています変更日程表のとおり行いたいと思いますが、異 議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議 長 (藤本勝美君) 異議なしと認めます。

よって、本日の日程は、あらかじめ配付されています変更日程表のとおり行い、追加議案第114号について、上程及び議案質疑まで行い、討論、採決を本定例会の最終日に行うことに決しました。

### 日程第2 一般質問

- ○議 長 (藤本勝美君) 日程第2、これより一般質問を行います。
  - 最初の質問者は、1番佐藤左俊君。
- ○1 番(佐藤左俊君) おはようございます。1番佐藤左俊です。昨日に引き続き、大変お疲れのことと思いますが、最後までお付き合いをお願いいたします。限られた時間ですので、的確にご答弁いただけたら幸いです。一問一答方式でお願い申し上げます。

町長におかれましては、日々、日夜を問わず、町民のためにご活躍をいただいていることに深く感謝を申し上げます。町長が就任され1年が経ちましたが、町長という仕事は想像以上にハードで、大変な重職であると実感されているのではないでしょうか。特に、町長は町民の代表者であり、町の最高権力者となっているのでありまして、町長の発言や言動は、大きく町を左右することにもつながってきます。当然、町長は、町民の安全、安心される町づくりのために頑張る責任がありますので、特に町民の代弁者である議会を無視することはできないと思います。その点につきまして、十分ご理解をいただいていると思いますが、しかし、私にはどうも納得いかないことが次々と出てまいりますので、この一般質問を通じまして勉強させていただきたいと思います。

今回の質問につきましては、既に通告をしておりますように、議会と町長の立場といいますか、役割について、町長のお考えにつきまして、質問をいたしたいと思います。

私たちの生活は、日本憲法の下で暮らしておることは言うまでもありませんが、ややもすると、忘れがちになることもあります。私たちが平和で暮らしていけるのも、今の平和憲法のお陰であるということは言うまでもありません。また、私たち議員と町長は、この憲法に基づき、地方自治法、地方財政法、地方税法、地方公務員法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、公職選挙法により、地方自治の組織と運営が基本となりまして地方自治が形付けられていると思います。さらに、地方自治体の長も、議員も、直接住民の公選により、その団体が意思が十分に行政へ反映する仕組みとなっております。しかも、町長には執行権を、議会には議決権を与え、交互にその権限を均衡させ、それぞれの独断専行を抑制して適正で効率的な行財政の運営の確保を目指す、いわゆる大統領制を採用していることご存じのとおりであります。例えば予算付けについて見れば、その編成権と提案権、執行権には町長に専属しておりますが、議会の議決がなければ執行できない建て前がとられ、また一方、議会は、その議決にあたって、状況によっては修正も否決もできることになっています。以上のように、町長も議会もそれぞれの権限に基づいて役割を果すものですが、その根底には、共に住民の福祉向上という共通の大目的があり、その結果につきまして、双方とも直接住民に責任を負う制度になっています。

そこで、お聞きをいたしますが、その憲法93条の地方議会設置根拠につきましてお尋ねをいたします。まず、第1点目の、議会の地位について、町長のお考えをお聞きします。

- ○議 長(藤本勝美君) 後藤町長。
- ○町 長(後藤威彦君) 佐藤左俊議員の質問にお答えをいたします。

佐藤議員の出した質問の目的が、なぜこういう憲法論議を出したのかはちょっと判然といたしませんが、一応考え方を私なりに述べてみたい、そして答えにさせていただきたいと思っております。

地方議会についてのお尋ねでありますが、議会については、議員ご自身がまず探求されること、理解を深められることがまず以って肝要であろうと私はそういうふうに考えております。長という視点から、私見でありますが、思うところを申し上げたいと思います。

まず、日本の政治形態を考えますと、国では国会が首相を選ぶ、言わば議員内閣制をとっておるわけであります。これは間接民主主義とよく言われますが、そういう形であろうと思ってます。一方、地方公共団体では、首長と議会議員を直接選挙で選ぶ、いわば二元代表制をとっておると考えております。この二元代表制は、有権者の信託を受けた議会と首長が、互いに民意を代表し、議会は自治体運営の基本的な枠組みや方針を議決し執行機関をチェックする役割を担う。一方、首長は執行機関を代表して、先ほど話のあったように、予算を提案したり執行する、政策を実行する役割を担うという形で抑制と均衡をとっておる。これが地方議会と首長との関係であろうと。これは権力の分散を図るという制度であると考えております。

最近では、地方公共団体の役割は、地方分権の進展に伴い、ますます増加をしておるわけでありま

すが、政策形成機能の充実にあわせて、住民の説明責任といった点もこれまで以上に重要になってお るだろうと思っています。

今、町政はご存じのとおり、農業振興、畜産振興と商工振興、少子高齢化対策など山積する課題が直面しておるわけであります。これらをどのように応えて克服していくかが強く問われる中で、一部私自身の政治信条に対する批判もいただいているところでありますが、町議会と同様、町民の皆様の声を常に耳を傾けながら、これを誇負され、また力ともしながら執行機関の代表として町民、議会とともに町政をしっかり前に進めていくことが極めて大切であろうと考えております。このため、町民ふれあいトークの実施や各施策の策定実施に対しては、町民の考えを汲み上げることを努めていると考えております。また、本年度から政策、企画、立案能力を高め、地域力創造町政を目指して、新たに「地域力創造課」を設置したところであります。更に長期ビジョンの策定、作業チームをこの10月から整えたところもでありますし、町民全員参加、新しい政策の創造や更なる業務の改善を図ってまいりたいと考えております。今後ともこうした取り組みを着実に行っていくことで、町民中心の町政の実現に向けて挑戦をしてまいりたいと思っております。

次に、町と議会との関係、先ほどお話のありました、独人制の首長に対して、議会は複数の代表で構成される合議制の機関という相違があると思います。議会においては、多様な意見を議論、集約することは町政の抱える諸課題に極めて細かく応えるうえで、大変重要なことだと認識はしております。また、そもそも、町と議会においては、互いに牽制し合い均衡を図ろうとする趣旨は、両者がそれぞれ自由な見方、考え方、論争し合って、これを町民の前で展開することによって、実のある行政執行を確保することであろうと考えております。こうした環境を踏まえながら、町長と議会が均衡と調和を図り、いわば車の両輪、いつも言われますが、車の両輪と言えるような考えの下で、町政の発展を期していくことが大切であろうと考えております。

先般、政権交代の直後でありましたが、来年度の予算編成に向けて町の重要施策の一つでも上げられておりますが、防衛専用道路の整備の促進など、政府や国会議員に対する要請活動を行いました。 町執行部独自の取り組みに加えて、積極的に議会の方も対応していただいて、心強く思っているところであります。

今後とも、議会から寄せられる意見をしっかりと受け止めながら、信頼関係の構築と対話を大切に し、是々非々の議論を通じて、安全、安心な活力ある玖珠町づくりに努めてまいりたいと考えている ところであります。

以上であります。

- ○議 長 (藤本勝美君) 1番佐藤左俊君。
- ○1 番(佐藤左俊君) 今、町長の方から、町長の考え方縷々述べていただきました。私がご質問したのは、私ども、町長もご覧になったかと思うんですが、この議員必携というものを私たちは議員になったら頂くわけであります。この議員必携に基づいてですね、我々議会議員は仕事をさせていただきよると思っています。ですから、当然これは、町執行部の皆さんもこれは持たれていると思います。

し、議会というものはどういうものなのかちゅうことは十分わかった上で今ご答弁いただいたという ふうに思っておりますが、ただ、この必携の中に、地位とですね、それから議会の使命、それから議員の職責ということがはっきりとこれ述べられています。載せられているんですよね。この辺のところがですね、どうも我々議員を含めて、もうちょっと、やはり我々議員は何のために議会として議員としてやらなきゃいけないのかということで、あえて私は質問をさせていただいているわけであります。

今、町長の方から、町長の考え方なりいろいろとご説明いただきました。十分わかったつもりでありますが、再度ですね、やっぱり議会というのは、国会と違って立法機関だけではないんですよね。あえて憲法の中で議事機関として存在をするということで謳われております。この議事機関、これは具体的な事務処理まで議会は係わる。だから、議事機関として、先ほど町長が言われましたように、お互いに牽制し合っていい方向の中で進めていくというのが、憲法で言われている精神に基づいておるわけでありまして、その中で町長の独断専行はしてはいけませんよ。議会もそれに対しては、十分議論もし、中身を詰めてやりなさいよというのが、いわゆる憲法で謳われちょることだというふうに思います。

それで、この議会については、具体的な政策の決定するときに、その政策過程、実施過程に多面的に議会も参画をして、その要所で意思決定を行っている。それが1つあります。それから第2は、議会が決定した政策を中心に行う執行機関の行政の運営や事務処理ないし事業の実施は、すべて適正、適法に、しかも公平、効率的になされているかも批判し監視することが、議会が求められているとこであります。したがいまして、議員がいろんなことを町長なり申し上げることは、個人の見解ではないわけで、議員はそういう方々の代弁者として私どもは係わっているというふうにご理解いただきたいというふうに思います。

それで、ここに私は3点にわたってですね、事前に通告をさせていただいています。議会の地位とか使命については、先ほど町長の方からいろいろとご説明がありましたし、これは議会そのものの問題であるということも言われました。しかし、これは執行部もその部分はわきまえていただいておかないと、単なる議員だけが一方的に言ってると、こういう捉え方だけはしてほしくないというふうに思います。それで議員の職責ですね、この辺について、私は事前に通告をさせていただいておりますから、この辺については町長のお考えをお聞きします。

- ○議 長(藤本勝美君) 後藤町長。
- ○町 長(後藤威彦君) お答えいたします。

先ほど述べたとおり、独人制という首長に対して、議会は複数の代表で構成されておるわけであります。だからその部分で当然皆さん方のお話の中で出していただければそれはいいわけですから、それは特に職責として、議員の職責を全うしてるということに考えてもいいんじゃないでしょうかね。 そういうことに理解をしておりますが。

○議 長 (藤本勝美君) 1番佐藤左俊君。

○1 番(佐藤左俊君) 先ほどから町長の方からお話がございましたが、議員は町長と同じく住民から選ばれ議会の構成をなしております。議員の一言一句は、取りも直さず住民からの声であります。 議員が行う質問や質疑、討論は、同時に住民の疑問でありまして、表決において投ずる1票も、住民の立場に立っての1票であります。また、憲法15条で、公務員は全体の奉仕者であって一部の奉仕者ではないと定められております。議員は住民全体の代弁者であり、奉仕者であって、これが議員の本質であるというふうにはっきり明記されているんですね。この、つまり具体的政策決定と行財政運営の批判と監視を完全に達成できるよう、議会の一員として懸命に努力することが議員の職責であるということが明確に、我々はそれに基づいて仕事をさせていただいてることを、まず以って理解をしていただきたいというふうに思います。特に、こういう憲法議論、それから法律の解釈、議会のあり方については、それぞれの考え方の違いがあると思いますけども、先ほど言いましたように、私たちは議員必携ということをベースにお話をさせていただいておりますから、そのつもりで今後ともよろしくお願いをしたいというふうに思います。

それでは、また、議員の心構えということで私たちこういうことも載せられております。第1に、住民の代表者である。第2に、執行機関と一歩離れ、二歩離れるな。第3に、批判するなら代案をもってせよ。第4に、実質的な審議が大切。第5に、住民の心や声を代用する。第6として、勇気と奮起が政治家の要素だというふうに、こういうふうに記載されております。そういうことから、我々議会として、町長の方にもいろいろと質問したり、お願いをしたりしているわけでありますから、その辺を十分ご理解いただきまして、次の質問に入らせていただきます。

それでは、2項目めの、9月議会発議第8号で畜産振興施策の決議について、質問をいたします。 昨今の厳しい経済不況の中で、いかに乗り切っていくかは、国民共通の課題でありまして、今日ほ ど行政に期待されているときはないのではないでしょうか。それだけに議会の存在は、より多くの住 民に期待がされていることも事実であります。昨今、畜産関係者のお話を聞きますと、飼料の高騰や 子牛価格の低迷で、玖珠町の繁殖農家、肥育農家は、今まで経験のないほどの深刻な経営内容となっ ております。何らかの対策を講じなければ、玖珠町の畜産は壊滅状態になるだろうというふうに言わ れております。私は、これまで、議会の中で後藤町長に対しまして、今日の厳しい畜産状況について 再三訴えてまいりました。なんらかの行政としての対策をお願いしてまいりましたが、一向に畜産振 興対策が示されていただけなく、やむを得ず本年9月議会におきまして議員全員のお力を得まして、 畜産振興対策の決議をいたしました。

町長もご存じだと思いますが、議会の権限の中に意見書の提出権があります。これは町の公益に関する事件について、町村の議決機関としての議会の意思を決定し、国、県等に表明する権限であります。また、自分の町村の機関は意見書の提出の対象にないので、必要な場合は決議ということで表明することになってます。いわゆる私たち議会として、町長の方にぜひとも対策をいただきたいということでお願いしたわけであります。もう既に新聞見られたと思いますが、これは大分合同新聞、12月の13日ですね、「竹田プロジェクト会議発足」という、これ大分合同新聞に出ています。この竹田市

とは、共に玖珠用牛、肉用牛の生産地として、これまで畜産共進会をはじめ子牛価格の競争をしてきたところでありますが、町としてこの厳しい畜産状況を打破するために、プロジェクト会議等がなぜ未だに畜産振興対策案として出てこないのか、私には到底理解できません。しかも、これ議会議決までしたものです。このことは、議会というものを完全に私は軽視をしているんじゃないかというふうにしか思われません。それだけ厳しいこの今畜産状況、竹田市は議会でどうなったか知りませんが、ここに書いてありますように、会長には首藤勝次市長が会長になりまして、生産者と行政、農業団体が連携して肥育施設の整備や優秀な種雄牛づくりのテーマに協議してプロジェクト会議が発足しております。玖珠町にそういうことがなぜできないのか、ご答弁いただきたいと思います。

- ○議 長 (藤本勝美君) 宿利農林業振興課長。
- ○農林業振興課長兼農業委員会事務局長(宿利博実君) お答えをいたします。

議員先ほどおっしゃられたように、大変不況な時期に入っておりまして、昨日の日銀の企業短観にもありましたように、非常に緩やかな景気回復ということで、目に見えた景気回復には至っていないのが現状であります。先ほど言われました竹田のプロジェクト協議会でありますけども、玖珠町としましても、今年7月に農畜産物のブランド協議会の方を立ち上げております。現在、来年、再来年に向けて、豊後玖珠牛、豊後牛のほかに豊後玖珠牛というブランドをもって現在推進をしているところであります。お陰をもちまして、11月の11日から大型肥育農家の方の出荷の方が始まりまして、現在、福岡市場を通じまして、豊後玖珠牛の名でもって横浜、大阪、福岡市場に出荷をしております。現在平均の値段の方が80万円を超えているところで、まあまあの金額ではないかと思っておりますし、また、言われましたように、繁殖農家等の取引におきましても、大変悪い時期もありまして、全国で下から4番目という時期もありました。現在12月13日の玖珠市場におきましては、若干値段が回復してきておりまして、雌の方で30万4,000円、それから去勢の方で38万1,000円と、少しながらではありますけども、値の方が上がってきてるのではないかと思っております。やはり繁殖農家のほうの買い支えをいかにするかというのも大きな肥育農家の力でもありますし、また使命でもあろうかと思っておりますので、大きな肥育農家の方が引き上げをすることによって、繁殖農家の方も上がってくるんではないかと思っております。

9月の決議につきましても、7月に立ち上げました農畜産物のブランド協議会の方が、徐々に今力をつけてきているのではないかと思っておりますので、すべてが市場が優先となっておりますので、一地方公共団体の力ですべてが上がるとは思っておりませんけども、若干景気の方も上がってきているのではないかと思っておりますので、町としての協議会の方は、力の方は付けてきていると思います。以上であります。

- ○議 長 (藤本勝美君) 1番佐藤左俊君。
- ○1 番(佐藤左俊君) 今、農林課長の方がお答えいただきましたけど、私の質問とは相当かけ離れておりまして、少なくとも、私は、今、子牛の市場とか、それから飼料の高騰、これはもう昨年から私はずっと言い続けちょる内容でございます。しかも、先ほど私が言いましたように、竹田市は、な

ぜこういうプロジェクト会議まで作らなきゃならないのか。もうそれだけ深刻になっているんですよ。 おそらくですね、今農協さん等の話をお聞きしますと、借入金等の処理ができなきゃ、この12月が乗 り越えることができない農家がかなりの数出ているようであります。最悪の場合ですね、かなりの離 農者が出てくる。間違いないようです。畜産の町玖珠町というそのものがですね、もう近い将来なく なってしまう。ですから、常々私は町長の方にも申し上げてまいりました。玖珠は、米と畜産と椎茸、 この三本柱が農業の私どもの基盤です。この一角である畜産関係が崩壊をしてしまうということにな りますと、この歴史的な産業がなくなってしまうということを危惧しているわけでございます。

したがいまして、さきほど農林課長が言われました売上確立推進協議会ですか、これは当然それは繁殖農家対策にはある意味でなりますが、これは肉を売る、いかにどうして売り込んでいくかという協議会でございまして、そら当然繁殖と肥育と販売が一つになって初めてこの町が潤うわけであります。常々私が申し上げておりますように、飛騨高山、あの地区は、完全に繁殖、肥育、販売ができております。子牛価格日本一高いとこです。頭数は玖珠日田と同じ合わせたぐらいの頭数なんです。ですから、その辺のところの販売とか、そういうものは今遅れているわけでありますが、まず生産する今農家が倒れようとしているんですよ。ここの部分をやはり早急に対応すべきであるというふうにお願いをしてきたつもりでありますし、議会の皆さんの力も借りまして、何とか対策をしていただきたいということをお願いしてきたわけであります。

特に、町長は、「町長と語ろう会」の中でお話しされておりましたが、農業振興のための農協との連携強化を上げております。今こそ、この辺の資金対策含めて、早急に町が対応すべきじゃないんですか。ご答弁いただきたいと思います。

- ○議 長 (藤本勝美君) 太田副町長。
- ○副町長(太田尚人君) 佐藤町議さんのご質問でございます。

今、畜産関係が大変厳しいというふうなことは十分承知をいたしております。昨年の9月に、リーマンショックというふうな話で、アメリカの1つの証券会社が倒産したというふうな、破綻したというふうなことで、まずは日本には影響がそれほどないだろというふうなことでありました。国の方の当時のあれを見ても、すぐにかかってこないというふうな話をしておったんですけども、年末にかけてどんどん景気が後退していったと。自動車、電気を含めて後退していったと。そういった中で、今、佐藤町議さんが言われておりました畜産も、牛が非常にどっちかというとかなり価格の高い消費者からすれば贅沢な商品の部類というふうな形になってたもんですから、そういった自動車にしても電気にしても、そういった景気後退と併せて、一気に子牛も含めて牛価が下がっていったとそういうふうなことで、非常に厳しい状況が去年からずっと続いてるというふうな現状認識はもっております。

そういった中で、当初予算の中でも畜産対策の予算というのはいろんな形で予算措置を議会の方にもお願いいたしております。また、6月の際には、先ほど言いました繁殖農家の下支えというふうな形で、まずは大規模肥育対策が繁殖農家の子牛の買い支えになるというふうな形で、5,000万もの資金投与というふうな形で6月議会で承認いただいた予算もすでに実行をいたしております。その後さ

らにまだ不景気が続くというふうな形で、今、餌資金がなんとかならないかというふうな形で、繁殖 農家の下支えである大規模肥育の対策に今、尽力を注いでいるわけでございます。11月の頭の方には、 産経のメンバーの方と、また正副議長さんに出席をいただいて、そういった考えを説明をさせていた だいたというふうな状況であります。

ただ、今、佐藤町議さんが言ってる個々の繁殖農家の個々の対策がまだまだ十分じゃないじゃないかというふうなお考えがあるというふうに思っておりますけども、個々の繁殖農家の対策については、今、これもうずっとですけども、農協とも協議を重ねながら、何とか適切な、農協の融資というふうなことを含めた対策はないかというふうなことを現在検討中であります。

以上でございます。

- ○議 長 (藤本勝美君) 1番佐藤左俊君。
- ○1 番(佐藤左俊君) 私が今言ってる内容とどうしても答弁が、返ってくる答弁とかみ合わないですね。かみ合わないちゅうのは、どういうふうにかみ合わないかちゅうと、私はそんなに難しいこと言ってるわけじゃないんですよね。竹田市がこういう対策会議を作って、どういうことをしていって、どう立て直していくか。例えば繁殖対策はどうするか、肥育対策はどうするか、ね、販売戦略はどうするか、こういうことをする、それがしかも竹田は市長がトップになってやってるんですよ。これは玖珠と竹田は、玖珠町長ご存じかどうか知りませんが、昔からですね、豊肥と玖珠とは、もういつも競争しながら、お互いに、子牛も高く売ろう、品評会でも一緒に切磋琢磨してやろう。そして畜産をずっと盛り上げてきた地区ですよ。片一方のところはそういう対策をもうやってるんですよね、やることになった。玖珠町はなぜそれができないのか、理由は、なぜそういうプロジェクトみたいなチームができないのか。そこを私は聞きよるんですよ。

個々の問題については、当然常日頃から副町長なり農協とお話をされていると思いますから、特にそれを私がどうのこうの言う立場じゃありませんが、やっぱりこれから先、玖珠町のこの畜産をどうするのかということを、議会としてもお願いしたんじゃないですか。そういう対策を早く出してもらえんかと、これは私たちは9月の議会で出してるんですよ。今出してすぐ出せち言いよんじゃないんですよ。少なくともこういう厳しい状況も想定されておりますから、対策会議を早く立ち上げていただけたらどうかということを、議会の皆さんまで総意でやったことじゃないんです。産経委員さんとか副議長とかいろんな皆さんとお話をされたこと、それは私は決して否定するものじゃありません。そら縷々の問題については、状況とか内容とかは説明されてもいいんですが、抜本的な対策はやっぱやらないと厳しい状況があるということを、私が先ほどからお願いしてます。ですから、そういう会議なり、そういうプロジェクトチームなり、そういうのがなぜできないんですか。そこを私はお聞きしよるんですよ。よろしくお願いします。

議長その辺のとこを踏まえて私は質問しよるつもりですから、しっかりその辺のところをお願いしたいと思います。

○議 長(藤本勝美君) 太田副町長。

○副町長(太田尚人君) 今、対策会議というふうなお話であります。竹田の状況も調査をさせていただきたいと思います。ただ、佐藤町議さんのお話であれば、執行部がそういった対策会議を設けないから何もやってないというふうなところで、そういったご認識、ご理解であれば、先ほど言ったように対策会議を設けなくても、今言ったように大規模肥育対策を通じた打つ手を、常に講じております。今、私どもが考えているのは、繁殖農家の下支えというふうなところから肥育対策と、肥育対策の先のブランド化対策というふうなところに先に事業が進んでるというふうなところで、元々の子牛を生産する繁殖農家の対策が不十分じゃないかというふうなご指摘であれば、その部分含めて前に進めてまいりたいというふうに思っております。

以上であります。

- ○議 長(藤本勝美君) 1番佐藤左俊君。
- ○1 番(佐藤左俊君) 時間もございませんし、私の質問するのがなかなか理解できてないようでご ざいますが、当然、先ほど竹田市も生産者と農業団体と行政が一緒になってその会議を立ち上げちょ るんですよ。いちいちですね、町が全部何もかんもやれち私は言うんじゃないです。そういう対策会 議なりを作って、この厳しい12月を乗り越えていきながら、畜産というものをやっぱりここで辞めさ せるわけにはいかないじゃないですかと私は言ってるんです。ですから決して何もしよらんと言うん じゃない。難しいこと言ってるんじゃないですよ。一般質問の中で、そこで私は決をいただくちゅう わけじゃいきませんが、この気持はですね、この議会を通じながら、おそらく生産者、農家の皆さん も町の方にまた見えるんじゃないかと思うんですよ、何とかしてくれと。しかし、農協と生産者ばら ばらですね、行政もばらばらですから、そこで行政の方に今お願いにくる。ただそれだけですから、 抜本的な対策までは行き届かない。ですから町長がトップでするなり、そのプロジェクトを作って、 これから先の町の畜産をどうするのかという会議は、私は議会の皆さんも了解を得て、なんとか を しなさいというのは、そこ辺の部分でお願いしたとこですよ。ですから、もう私たちがお願いしたの は9月です。もう12月ですよ。非常に今厳しい状況になっています。実態を調べてください。よろし くお願いをいたしたいというふうに思います。

それでは、最後の質問の方に入らせていただきます。

本年10月1日付けで、私があえて出しておりますけども、組織改編について、これは内部の問題であるからということで、議会承認もなくして実施したようでございます。お話を聞きますと、今日ご出席の管理職の皆さん方とのお話し合いの中でも、それぞれご意見があったというふうにお聞きをしておりますが、少なくとも、私はそのときのお話をお聞きしますと、内部組織の異動を規則で処理する。できます。普通ですね、私も役所に在籍しておりましたが、内部の異動だったら辞令も出しませんし、新聞発表いたしませんよ。少なくとも新聞発表とか辞令交付をするということは、あくまでも組織というものを扱った上で今回実施されたというふうに思います。そういう中から、昨日、河野議員、それから高田議員から、いろいろと第5次の総合計画に向けてのご質問もあったようでございますが、あえて議会にも話しもなく、しかも3月議会のときにあれだけ機構問題でお話し合い、再度出

し替えてまで組織の改編をやったんじゃないですか。

その中で、これはあえて名前を出していただきますが、清藤議員等が、特に商工観光課がなくなる、室になる。その中で、室と課の違いはどうなっているんですか。これは同等ですということをはっきりと答弁いただいております。それから今回の異動は、どうも私としては、私だけじゃないと思いますが、議会全体また役場の職員を含めてなぜこういうことが行われてくるのか。室と課の違い、それから6月議会、9月議会もあったんですよね。その中でも話が全然なかったのに、あえて10月1日付けで異動しなきゃならなかった。しかも、それ急ぎ早くしなきゃ間に合わないという、昨日の2人の議員さんからのお話の中でやりとり聞いておりますと、なんかゆっくりしたお話のようで、ちょっと肩透かしを食ったような内容になったんですが、当然私もこの総合計画には、自分も現職の時には何回かその委員として参画をいたしました。

その辺のとこですね、どうも私は理由が分からんのですよ。あえて10月1日付けで異動して、しかもかざわざ室を設けて係長の人事異動した。そこの空いた係長のところは、別の係長が兼務する。そういうやり方、私はどうも合点がいきません。分かりやすく説明をいただきたいと思います。以上です。

- ○議 長 (藤本勝美君) 松山総務課長。
- ○総務課長(松山照夫君) 一般質問の題目は、条例改正議決のない一方的な行政組織の改編についてと、私どもから見ればちょっと穏やかじゃない通告でありますけども、この行政組織の改編についてでありますけども、この議員ご指摘の地域力創造課内における、いわゆる今回付けました総合計画策定室については、これまで全員協議会など折りに触れて説明をいたしましたけども、これは現行組織条例で規定しております事項の改正に及ぶものではございません。喫緊の課題となっております町の将来像を描く第5次総合計画、この策定のために地域力創造課内における課内室と位置づけ、あくまでも課内室として総合計画策定室を設けたものであります。

これも議員もよくご存じのとおりだと思いますが、組織制定権は、地方自治法において事務事業の 運営が効率的なものになるように長が必要な組織を設けることとなっております。この場合、今回の 場合ですが、これは長の直近下位の組織の設置は条例事項とされております。これはもう玖珠町条例 を見て明らかでありますが、10月改正の地域力創造課の下に設置した計画策定室は、これは課と同等 の室でないという位置付けでありますし、また事業の執行権限これを有するものではありません、こ れは。ですから条例設置の必要はないものという解釈で設置をしたものであります。そしてまた、町 の行政組織条例の第3条においても、臨時的事務については、町長においてその分掌を定めることが できるとされておりますので、念のために申し添えます。したがって、私どもは、条例改正議決のな い一方的な行政組織の改編についてということではないということで認識をしております。

それから新聞発表のことは、これは人事異動まあ慣例がなかったというふうに言いますけども、これは総務課の係長を兼務にさせて、その1人を他課にまたがっていくような異動でありましたんでね、これは新聞発表をして、そしてまた、この内容が緊喫のプロジェクトチームを立ち上げるんだという

ことでありますから、広く町民の皆さんに知らせても決しておかしいことではなかろうということでありますから、決して議員が在職中なかったかもしれませんけども、私どもはこれでも妥当なものだという判断をしたとこでありますし、確かに過去、商工観光振興室ですか、これを作ったときには議論がありました。確かに議員の皆さんといろいろご指摘もいただきました。その中で、これは課と同等の室だということを私は申しました。確かに申しました。それは商工観光室というものを管理職を置いて課と同等の室にしたわけであります。そのときはもう1係しかありませんから、室ということにして同等だということでありますけども、今度の室は同じ室、同じ漢字の字でありますけども、これは課内室というあくまで位置付けをして、規則の改正で終わらせております。これが私どもの解釈でございます。

以上です。

- ○議 長 (藤本勝美君) 1番佐藤左俊君。
- ○1 番(佐藤左俊君) 今、総務課長から、あなたは勉強が足らんというようなお話でございましたけれども、確かにそういう解釈も成り立つかもしれませんが、やはり先ほど私は原点、憲法議論をしたと思います。議会、立法部分だけじゃない、議事機関としての議会というのが存在する。そうしますと、自分も執行部におったときに、なぜ議会にいちいちいちいち了承を得なきゃいけないのか。それだけ法律というものは、また日常の業務といいますか、議会というものを少なくとも十分議論させて、今の説明でも、そら私の解釈が悪いと言われればそうかもしれませんけど、少なくとも3月の議会のときに、あんだけ組織の問題で課の室の問題を議論し、しかも6月議会、9月議会もあったんですよね。なぜ事前にですね、こういうことでこういうことをやりたいと。少なくともここがいわゆる車の両輪と言われておりますが、町長と議会というものは、確かに一緒になってしまえば、これ議会というもの必要ありませんが、少なくとも議論というものはやるし、話もしていくというのが基本ではないかというふうに思っております。

今言われるように、勉強不足と言われればそうかもしれませんが、少なくとも課長会の中でもいろいろとご意見が出たようでありますし、やっぱり組織をあたる、いろんなことをするときは、事前にですね、そら議会にかける必要はねえちゃ、それかもしれませんけど、やっぱり議員もいろんな意味でいろんな町政に係わっておりますから、少なくともいろんなことを相談いただいて、議会の中でいろいろやりあうんじゃなくて、常日頃からですね、その辺のところを十分心がけていただきたいと思いますし、少なくとも、先ほど私が申し上げましたように、今の農業、畜産行政、農業だけに限りませんが、かなり厳しい状況になっていることは事実でありますから、再度ですね、十分執行部の皆さんご協議いただきまして、対策をお願いしたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

- ○議 長 (藤本勝美君) 1番佐藤左俊議員の質問を終わります。 次の質問者は、12番秦 時雄君。
- ○12番(秦 時雄君) 12番秦 時雄であります。議長のお許しを得まして、一般質問をさせていた

だきます。本日の一般質問は、大きく分けまして4点でございます。よろしくお願いいたします。

さて、昨年の9月より後藤町政にバトンタッチされ、今日まで1年3カ月を経過をいたしましたが、 町長が掲げました、町民の目線で、そして町民の福祉の向上のためという、大きな一本線でございま す。これからもご尽力を、町政のためにご尽力をいただきたい、そういうふうに思っております。

さて、1番予防医療ということでございます。この肺炎球菌ワクチンの公費助成ということについて伺いたいと思います。この質問は、平成20年度3月議会、そして本年の9月議会のときも私質問をさせていただきました。9月議会のときにもご説明をいたしましたけども、この肺炎球菌ワクチンというのは肺炎ですね、肺炎で亡くなる方が非常に多いということでございます。そして日本の三大死因は、がん、心臓病、脳卒中、4番目が、肺炎球菌から引き起こすこの肺炎で亡くなる方が非常に多いということでございますし、これにはワクチンというのが存在するわけであります。このワクチンの接種につきましては、前回も言ったように、6,000円から7,000円ぐらいのワクチン代が必要であるということでありますし、例えば、高齢者の方で肺炎とか気管支炎などの呼吸器、その慢性の疾患をもっておられる方とか、様々な心臓呼吸器から様々な基礎疾患をもたれた方が、これが感染しますと重篤化するということであります。よって、肺炎球菌ワクチンを接種することによって重篤化を防ぐことができるということでありますし、これは1回高齢者の方が入院をしますと、こないだのそういった医療関係の要望書の中にもありましたけども、3日間ぐらい入院しましたら54万ぐらい医療費がかかるということですね。この予防医療の見地からしてですね、ぜひとも私たちこの玖珠町におきましても、こういった例えば75歳以上の方に対して、任意受けたい方はですね、必要なワクチンの助成をしていただきたいなと思うのが私の質問でございます。

今、全国的には非常にこのワクチンに対する助成を行ってきている自治体も多くなっておりますし、また、大分県下の豊後大野市におきましては、接種料金は6,000円から7,000円ということでございますけども、3,000円の個人負担をいただいて、あと町が助成をするということになっておるようでありますし、また生活保護を受けられてる方に対しては、全額の負担を自治体が行っているようでございます。

そういうわけで、町のお考えをですね、これからのこと、すぐこれはいろいろ財源が伴うものでありますけども、お考えを伺いたいと思います。

- ○議 長 (藤本勝美君) 日隈福祉保健課長。
- ○福祉保健課長(日隈桂子君) 秦議員さんのご質問にお答えします。

肺炎球菌ワクチンの効果等につきましては、先ほどより述べていただいたとおりでございます。ワクチンについての認識はしているつもりですが、本年度、第7回の臨時会におきまして、新型のインフルエンザを、この猛威に対してそのワクチン接種をいかに進めるかというところでご審議をしていただいたところです。今回、その前の議会でお答えしたのは、前向きに今年度も検討させていただこうということで回答させていただいておったのですが、町民税非課税世帯のみならず、課税世帯に対しても、優先接種者に対して助成するという議決をいただきましたので、そのことの方を最優先させ

ていただいております。

県下の情勢見ますと、まだまだ肺炎球菌の助成には至っていないとか、来年度検討するというところがございます。 2、3カ所ですが、それに併せて前向きには検討させていただきたいとは思っております。しかしながら、今年度はちょっとそちらの方を優先させていただきたいと思ってます。 以上です。

- ○議 長 (藤本勝美君) 12番秦 時雄君。
- ○12番(秦 時雄君) 執行部の皆様方からですね、県下の状況を見ながらということをよく言われますけどもですね、やはりこれは必要であれば、自ら町が独自でそういう助成もしていった方が私はいいんじゃないかと思いますし、ただ単に追随するような施策じゃなくして、先手を打って行うと、これもやはり重要なことだと私は思っておりますけども、今回の質問で、町長に伺うということになっておりますので、町長のお考えというのはですね、どうであるかをお聞きしたいと思います。
- ○議 長 (藤本勝美君) 後藤町長。
- ○町 長(後藤威彦君) お答えさせていただきます。

基本的には、課長の申し述べたとおりであります。財政的な状況も見ながら、できるだけ前向きに 検討はしていきたい、そういうふうに思っております。

以上です。

- ○議 長 (藤本勝美君) 12番秦 時雄君。
- ○12番(秦 時雄君) 続きまして、ヒブワクチンの公費助成ということでございます。これも9月 議会のときに質問をさせていただきました。昨年の12月に、国内で初めてヒブワクチンの供給が開始 されたということでございまして、それらのことが報道されたということでございます。それととも に、若い奥様方、小さい子を持っておられるお母さん方から聞かれることもあります。

それで、この供給が開始されて1年を過ぎましたけれども、このヒブワクチンということに対して、これは5歳までの子どもに対してこの予防接種を行う。これは非常に細菌性髄膜炎を発症するということで、乳幼児に対しては非常にですね、この病気に罹ると髄膜炎を起こすということでありますし、非常に命の危険にさらされるという、こういう大きな問題があるわけでございますし、これを調べるにしたがって、日本の医療施策というのがね、やっぱこれ大変遅れているのが日本じゃないかなと痛切に思うのであります。もう外国では1987年にヒブワクチンが認可されている。そしてそのワクチンに対しては、無料でこのワクチンを各国が接種されておるということでございまして、そういうことを考えますと、日本におけるヒブワクチンの認識がですね、やっと1年前にこの供給開始ということが行われることによって、そういうことで小さい子どもがそういった髄膜炎後遺症が残る重い病気にならなくて済むんだったら、この予防接種を受けたいということでございます。

調べますと、0歳から1歳にかけては4回受けるということになっております。その中で1回が 大体8,000円かかるということでありますし、3万2,000円ということでございます。非常に高額 のワクチンであります。それと1歳を過ぎますと、その子どもたちに免疫ができて、1回で済むそう です。1歳から5歳までは、子どもに対して1回の接種で済むということでございます。そういうことで今、各自治体におきまして、小さい時からこういう細菌によってこういった病気になって後遺症が残るということは大変不幸なことでありますし、できましたらこのヒブワクチンの公費助成に関しましてもですね、何らかの、子どもの王国でありますんで、それにふさわしいそれなりの子どもを守る措置をしていただきたいなと思っております。

前回にも申しましたように、宮崎県が非常に九州県下では進んでおりますようでありますし、宮崎市とか清武町、国富町、綾町、これはもうすでに12月、このヒブワクチンの供給開始とともに、これは助成を始めたちゅうことですね。こういうとこもあります。これを助成金額は市町村によって違いますけども、1回につき2,000円から5,000円の助成をするちゅうことに、もうすでに執り行われているという自治体もあるようでございますんで、そこら辺を思うときにですね、本町も、ぜひこれから、そういうこのヒブワクチンについての助成を考えていただきたいなということで私は質問をいたしました。そこら辺について、この件についてどのような方向、ご認識というか持っておられるか伺いたいと思います。

- ○議 長 (藤本勝美君) 日隈福祉保健課長。
- ○福祉保健課長(日隈桂子君) お答えします。

ヒブワクチンといって、ヒブというのは今流行のインフルエンザというウイルスではなく、インフルエンザの細菌、桿菌による感染症の略語なんですね、ヒブというので。それをようやく去年のですね、昨年の暮れからワクチンの供給が始まりましてから、耳慣れるように、かなりニュース等で聞かれるようになったかと思います。

それで、その議会のときにでもご質問があった折にもお答えしましたように、まずはヒブというワクチンよりもヒブそのものですね、その病気がどのようなものであるか、ワクチンがどのような効果的なものであるかということを、健診の機会に情報提供するというのをお約束したと思いますが、今かなりの方にはお話しできて、これ任意ですから、少しずつ子どもさんに、体力的に自分が打ってもいい時節に、かかりつけの医師と相談しながら打つという方向は少しずつ見えてまいりました。ですけど、その助成をじゃあするにあたってはどうするかという話なんですが、たびたび申し上げますように、今年度は新型のインフルエンザというものを最優先させていただきました。それで、もう少ししますと、皆さんも髄膜炎に関する疾患が、その他、ヒブだけではなく、多くの感染のですね、細菌感染によって罹ってることであることも含めて、周知させる必要もありますので、その辺で情報提供しながら今後は検討してまいりたいと思います。

ただ、県下でも、今はそれに関する周知をするところで徹底させるというので躍起になっておりますので、その辺ご理解いただきたいと思っています。今年度はそういう関係でワクチン助成には至っておりません。よろしくお願いします。

- ○議 長 (藤本勝美君) 12番秦 時雄君。
- ○12番(秦 時雄君) ヒブワクチンの助成ということに関してですね、こういった子どもの施策に

対して、町長、どのような。

- ○議 長(藤本勝美君) 後藤町長。
- ○町 長(後藤威彦君) この件についてお答えいたします。

担当課と勿論この件は説明を受けておるわけでありますが、なんせ今年は新型のインフルエンザの ワクチンで大変対応が、財政的な問題も含めてしておるもんですから、これについては、来年度に向 けて十分検討はさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

- ○議 長 (藤本勝美君) 12番秦 時雄君。
- ○12番(秦 時雄君) 十分に検討をしていくということであります。町長の答弁であります。よろしくお願いしたいと思います。

続きまして、教育行政についてご質問をいたします。本年度の学力調査、全国学力学習状況調査、このことに関しまして質問をしたいと思います。この質問に関しては、昨日、3人の方が同じような質問をされましたし、その結果の分析、学力のテストの結果の分析、そして向上のこれからの本町における改善計画、それらは答弁でお聞きをいたしました。ともあれですね、本町の宝でありますその子どもたちの未来のために、学校教育の充実というのは、その保護者にとって、また地域の皆さん方にとって非常に関心があります。そしてその充実をするということがですね、充実をしていってもらうということが、今、保護者をはじめ地域の方の求められていることでございます。テストに関する結果、分析、そしてこれからの改善向上計画についてはお聞きしました。

そこで、改めてでございますけども、できましたら教育長でも結構でございますんで、今後の学力 向上の基本方針、まあ教育委員会が考えているそのスタンスというのを伺いたいなと思っております。

- ○議 長(藤本勝美君) 本田教育長。
- ○教育長(本田昌巳君) お答えします。

教育委員会、現在の学力の向上に対する基本的なスタンスでございますけれども、簡潔に申し上げますと、まず、1つとして、長年の学力の低迷から脱出をすること、これが現在の玖珠町教育行政の最大で喫緊の課題であるというふうに捉えております。しかも、この問題が何十年も継続しておるということ、これは、ほかならぬ行政、教育委員会の責任であろうとの位置付けでございます。

それから、2つ目としまして、行政、教育委員会にとって、これまでの毎年変わらぬ玖珠の低学力で済まされてきたとしても、これまで、今小学校に入学したばかりの子ども、あるいはまた、今受験を控えている中学生、この人たちにとっては、今しかない学ぶときでございます。我々が一定の学力を保障し得なかったために、彼らの、玖珠の子どもたちの進路が狭められたのでは困るわけで、そういう思いでおります。

3つ目、8月に学力テストの結果が出て以降、我々は小学校それぞれ3名、計6名の校長先生、そして教育委員会の職員で、検討委員会を設置をして、集中的に審議をしました。ようやく玖珠町で初めての学力向上推進計画ができたわけであります。県の小矢教育長はじめ県教委の方々にも協議、一定の評価を得た計画であるということをご報告させていただいていいと思います。

4つ目、この計画は、学校のみでなくて、行政は勿論でございますけれども、家庭に対してもかなり詳細な指針を示しております。 玖珠の子ども、そして先生方、他に比べて遜色はないわけでございまして、それぞれが与えられた職責を果すことによって、玖珠の学力は必ず伸びると、そういうふうに確信をしております。

最後に、計画期間平成22年から平成24年までの3年間でございます。数値目標、すべての学年、すべての教科で大分県の平均を上回ることでございます。ですから、平成22年、来年は玖珠町教育向上の元年と位置付けまして、教育委員会、学校教育、社会教育総力を挙げて取り組むことを確認をしてるところでございます。

以上が、現在の学力向上に対する基本的なスタンスでございます。

- ○議 長 (藤本勝美君) 12番秦 時雄君。
- ○12番(秦 時雄君) いよいよ、22年度が学力向上の元年ということで、力強い教育長の決意聞かせていただきました。また、ほんとに頑張っていただきたいと思っております。

そこで、この計画の中にいろんな、20年度の実績と、あとこの後における22年度、23年度における施策についてですね、何点か質問をさせていただきます。その中で2学期制の検討についてということであります。

本年度は20年度には検討をしたということでございますけども、これは来年度にまた検討で、この 2学期制について十分論議をするということでございますけども、この 2学期制のメリットですかね、 その良さというか、その効果、 3学期制から 2学期制の方がいいという効果についてはどのように捉えておられるかお願いします。

- ○議 長(藤本勝美君) 本田教育長。
- ○教育長(本田昌巳君) お答えします。

ご存じのとおり、1年間の教育課程を、現在3学期ですけれども、これを2期に分けると。前期、後期あるいはまた、呼び方によっては夏学期とか冬学期、春学期、秋学期とかいうふうに言っておるようでございますけれども、一番分かりやすいのは、大学、短期大学、これが前期、後期の大体2期でございますけれども、これメリット、デメリットあるわけですけど、まずメリットですね、いくつかあるようです。もし必要があれば、後で課長の方に補足をしてもらいますが、まず各学期の授業日数がそれぞれ、各学期が前期、後期それぞれが約100日近くと長くなるわけで、年間を見通した学校の行事、指導計画が可能となるということがまず第1のメリットのようでございます。それから評価、子どもの評価通知表などに表れる評価ですね、これが長くなった方が現在絶対評価でございますので、その絶対評価の意義が生かされると、長い方が、スパンが長い方がですね。それから、これもわが町には大変メリットとして感じられる部分があるんですけれども、始業式、終業式、評価事務、学期末とか、それぞれ各1回ずつ、3が2になるわけですので、またそういう始業式、終業式というのは学校の一大事業で、かなり授業時数に食い込むわけでございますので、その年間授業時数が増える、これによって3学期制よりも時数に余裕が出る、そういうところが主なメリットであろうかというふう

に思っております。

- ○議 長 (藤本勝美君) 12番秦 時雄君。
- ○12番(秦 時雄君) 次に伺いたいのは、今本町もやってる少人数指導、それともう1つは、ティームティーチング授業ですね、指導ですね、TT指導ですね、そしてまた、習熟度別指導もやられておるそうでございますけれども、この状況とですね、こういった教育方向というのは、その成果についてですね、お聞きしたいなと思っております。
- ○議 長 (藤本勝美君) 本田教育長。
- ○教育長(本田昌巳君) お答えします。

確かに、事務評価の点検評価の報告書に今言われたのが載せてございます。それで、習熟度別それ から教科別の担任制、あるいはチームティーチングについて、簡単におさらいをしてみたいと思うん ですけれども、個々の子どもは、皆そうなんですけど、発達段階がそれぞれ違う。遅い子もおれば早 い子もおる。また、得意な科目や、また苦手な科目がある。クラスが一律ではないということが前提 ですよね。そこで、その教科が苦手な子どもには、しっかり基礎・基本が身に付くような丁寧な指導 をしなければならない。逆に、得意科目や理解が早い子どもには、更に進んだところの取り組み、応 用力を養うような指導が求められる。そういうところから、今議員さんご指摘のような、個々に応じ た指導方法があるわけですけれども、これがまた我々がいつも意識しておかなければならない、憲法 26条教育基本法にあります個々の能力に応じた教育を実現するためにも、これらの授業方法は必ず有 効であるというふうに考えられて、あちこちで実践されておるわけですけれども、まず習熟度別、こ れは1学級を、言うなら習熟度別、これ今、能力別とかいうの、あまり使わないわけですけれども、 それから達成度別、そういう1つの学級をいくつかのグループに分けるわけですよね、それでそれぞ れがプラス1の先生に分けるわけですから、プラス1の先生になるわけですけれども、個々に応じた 指導ができるわけですけど、なかなか予算措置等の関係もあって、どこでも簡単にできるというわけ じゃない。しかし、学校はそれぞれ工夫をいたしましてね、先生の中で、これはほとんどの学校で対 応しておると思います。習熟度別の指導ですね。

それから、教科別の担任の問題が出ました。中学校は教科担任制、昨日も申し上げましたが、小学校は学級担任制であるのが前提でございますけれども、その学級担任制の小学校で指導効果を上げるためのひとつの工夫の一つであると、教科担任はですね。子どもに得意な科目があるように、先生にはやはり得意な科目があるわけで、それぞれ得意とする科目をお互いに入れ替わって、交換をしてし合ってクラスを受け持つと。そうすることによって、充実をした授業展開ができるということでございます。それともう1つ、固定した学級担任のみではなくて、教室の子ども、複数の先生方と係わることによって、いろんな人間関係が広がっていくであろうと。また、各教科担任が把握をした子どもの実態、それぞれ子どもの実態を話し合うことによって、個々の子どもを多面的に理解をし、個々に応じた指導が可能となると、そういうことが言われております。

それから、ティームティーチング、TTですね、いわゆるTT、従来の小中学校では、決まった学

級の中で1人の先生が授業を行っていたわけですけれども、ティームティーチングは、TTは、特定の教科で、学級の子どもたちの状況に応じて、例えば1人の先生は授業を普通どおり進めると、もう1人の先生は、期間巡視と、教室を机を回ったりして、子どもに注意をはらいながら、丁寧な個々に応じた授業をする。ですから40人の学級でありますと、普段は1対40ですけれども、1人大切なもう1人の先生が入ることによって、2対40になってきめ細かな指導ができる。これが一般的のティームティーチングであると思います。

今言われた習熟度別それから教科担任制、ティームティーチングご質問がありました。いずれも複数の先生の協力体制があるわけですけれども、教科によっては、学級や学年を解体をして、担当課へ協力をし合う授業にあたると。これはアメリカから輸入されたわけですけれども、子どもの個人差に対応できるメリットのほかに、ここが大事なんですけれども、有能で経験豊かな先生の力量を十分に活用できることと、昨日出ました、新任で未熟な先生の弱点をカバーできる、研修ができる、そういうメリットも併せてあるということです。

以上です。

- ○議 長 (藤本勝美君) 12番秦 時雄君。
- ○12番(秦 時雄君) 内容についてはよく分かりました。私たちも過去ですね、平成17年に、文教 民生委員会で仙台市立黒松小学校という、皆さん、教育長も知ってると思いますけども、ここの学校 は、早いときから習熟度別授業を行っていましてね、非常に素晴らしい授業をやっていたんで、私も 帰って来てからすぐですね、議会のときに質問させていただいたということでございます。そういう ことでありますんで、次のことに移りたいと思います。

今回の全国学力テストにつきましては、今の鳩山政権、来年度の全国学力テストの実施についてはですね、行政刷新会議の事業仕分けで縮小を図るということですね。これまでの全員参加方式を見直し、全学級40%を抽出する調査に変更する様子でございます。そうなりますと、抽出に外れた場合、本町は学力調査をテストをですね、外れた場合でもやっていくのか、そこら辺のことをお伺いしたいと思います。

- ○議 長(藤本勝美君) 本田教育長。
- ○教育長(本田昌巳君) お答えします。

ようやく学力向上の機運が盛り上がったときでございます。そのことにつきまして、12月の3日付けの新聞に、県教委の方向が出ておりました。見出しは「全員参加継続を」という市町村に要請をしたと、そういう内容でございましたけれども、我々も今の状況を考えて、ぜひとも40%に入らなくても実施をしたいと、そういう姿勢でございます。

- ○議 長(藤本勝美君) 12番秦 時雄君。
- ○12番(秦 時雄君) 教育長から、そういう来年度も行っていくということでございます。そうなりますと、これが抽出が外れた場合、当然市町村の負担というのがかかってきますけども、その財源について、町長がですね、町が負担するのか。これは町長が予算の調整権というものを持っておられ

るんですね。その町長のお考えどうでしょうか、今、教育長が言われたようにですね、もし負担しなければならないようになったら、あくまでも、やっとここまで立派なこれからの方針が示され、これから、もう来年は元年ということを言われましたけども、負担が生じた場合は、町はどういうふうな措置をとられるのか、ちょっとお考えをお聞かせ願いたいなと思います。

- ○議 長 (藤本勝美君) 後藤町長。
- ○町 長(後藤威彦君) 基本的には、教育長の考えた形でいきたいとは思っております。ただ、これ は県を巻き込んでの話をやるべきだと私は思っておりますので、そこらあたりも含めて検討してまい りたいと思います。

以上です。

- ○議 長 (藤本勝美君) 12番秦 時雄君。
- ○12番(秦 時雄君) 続きまして小・中学校のトイレについてでございます。今各家庭では、洋風 化されているということでございましてね、そういう中で、小・中学校のトイレというのは、和式が ほとんどだとは思うんですけれども、そこら辺のことはどういう、今まで保護者とか子どもたちから ですね、そういった、例えば家は洋式、学校は和式、これは非常に精神的になんか、僕らはもうどこ でもですね、要するに慣れておりますんでどうちゅうことありませんけど、非常に今子どもたちとい うのは、そこら辺の問題というのはないのかなということで、学校トイレについてちょっと、小・中 学校の洋式のトイレがあるのかどうかちょっと伺いたいと思いまして、それともう1つは、学校トイレについて、洋式についてどういうふうに考えておられるかちゅうことを伺いたいと思います。
- ○議 長 (藤本勝美君) 穴本学校教育課長。
- ○学校教育課長(穴本芳雄君) 秦議員の、子どもの保護者あるいは洋式トイレの考え方ということですが、まず現状でございますけども、小学校17校には、小・中学校の17校ですね、児童生徒用の大便器関係なんですが、小用以外、全部で235基ございます。その中で内訳ですけども和式が187、洋式61、簡易洋式、いわゆるポータブルトイレですけども、これが5ございます。割合にしますと、和式が74.1%、洋式が23.8%、簡易トイレが2.1%という割合でございます。簡易を含みます洋式トイレの設置ですけども、これ古後中学校を除くすべての学校にございます。ちなみ、現在建築中の北山田小学校、新しい校舎では、児童用18基のうちの洋式は6基の整備予定でございます。

先ほども議員が申されましたように、家庭でも和式から洋式というものが増えておるということでございまして、それは私も分かっておりますけども、和式を使ったことがない子どもがやっぱり増えてきておる。使用方法が分からずに、前後ろやっぱり逆に座ってみたりするという話も聞いたことございます。まずそういう状況でありますから、これは、やはりその辺は、やっぱり和式は和式でやっぱり必要であろうというふうに考えております。それで、現在も、公衆トイレにいきますと、やっぱり和式と洋式混在をしているところ、和式のみのところ、洋式のみのところというところでやっぱりございまして、特に、家庭でも洋式のみで、大人の方でも洋式のみの家庭を利用してる方でも、外に出ますと外出しますと、やはり誰が座ったのか分からないんだと、そういうところに座りたくないと

いう方もいらっしゃいまして、そのときには和式を使ったりするというような状況でございますから、なかなかそこらあたりも、全てを洋式にするということはなかなか難しいんではなかろうかというふうに考えております。

また、なお、洋式にしますと、ケガをしたときなどはなかなかやっぱりこれが、洋式が非常に便利 であるというところもございまして、学校では、こういうことから全てを洋式にするということでは なくて、和式も含めたそういう整備をしたいそういうふうに考えております。

以上でございます。

- ○議 長 (藤本勝美君) 12番秦 時雄君。
- ○12番(秦 時雄君) 課長の答弁聞いてよく分かります。良いこともあるし悪いこともあるということでありますし、なるほどと、和式がなぜあるのか、そういうことをある程度理解しました。

続きまして、保健福祉、3番目についてでございますけども、玖珠町第4期介護保険事業計画ということでございます。玖珠町は5年後、平成26年には人口が1万6,826人、そのために高齢者総数も5,486人、総人口に占める割合は32.6%になります。3人に1人が高齢者になる、超高齢社会を迎えますけども、いずれにしても高齢者が住みなれた家庭、そして地域に安心して生活が送れるようにするということが、これまでの以上に介護保険制度の安定的、安定運営と介護保険予防の充実が求められていると私は思っております。それで何点か伺いたいと思います。

「認知症の地域ケアシステム」の取り組みということでございます。認知症については、大変いろいるまたマスコミとかテレビなんかでよくこれ話題にのぼるわけでございますけども、この認知症については、特に国もですね、認知症に対しては早く対策を打つという、なくてはならないということでございます。その中で、国は対策として認知症対策等総合支援事業の一環として、また新しい21年度にはそういった認知症対策連携強化事業、そういうのが施行されているようでございますけども、玖珠町はどういうふうにして認知症を早く見つけ、そして早く医者に行って、そういったこういったシステムを、どういうことを考えているかということをお聞きしたいと思います。

- ○議 長 (藤本勝美君) 日隈福祉保健課長。
- ○福祉保健課長(日隈桂子君) 秦議員さんのご質問にお答えします。

玖珠町の認知症の地域ケアシステムというのはございますが、それは認知症にのみ特化したものではございませんで、虐待だとか、それから相談だとかいろいろなものを網羅したものなんですが、それも、子どもと高齢者を守る安心ネットワーク推進協議会がこれにあたります。そのうちの高齢者部門がこのシステムを、一番元になって協議をする場所になっております。その参画する団体は、実際に見守りだとか声かけだとか、それからボランティアをされてる組織、直接に係わっている方々が主に参画していただいております。主に総合相談みたいなところは包括支援センターが担って、また健康増進部門では健康対策、それから福祉権利擁護に関することは地域包括支援センターと福祉部門という形で、あとボランティアの方々が、日々給食ボランティアと、それから高齢者クラブでは声かけをやっておられるんですが、そういう事業を情報を共有しながら、それから多くの組織で各々のとこ

ろで、認知症に対する認識を深めていだたくための講演、研修会そういうものを行っております。

18年から介護予防の事業が大きくスタートしてからは、こういうリングをご存じでしょうか、前もお話ししたことあるんですけど、オレンジのリングを、これを持ってる方というのが、うちの職員をはじめ包括の専門的な研修を受けた職員が、キャラバンメイトという形、これ全国組織で作ってるところなんですが、キャラバンメイトとなって、その方が地域の生きいき元気教室だとか、それから高齢者クラブだとか、ボランティア協議会、それから保健師等が行う際の健康教育の場面を通して、教育を行うんですね、その一定の研修を受けられた方には、このオレンジリングを持っていただいて、その方々がこのサポーターということになるんです。これを現在3年目に入りますが、2年半の間に約400名ほど養成しております。その方たちが、日頃これ付けてくださいということになってるんですけど、なかなか付けていらっしゃらないんで、そしたらバッグに入れてあるといって、聞かれたときに「なんであんたは私の世話するんかい」ちゅったときにしか出さないという人もいらっしゃるんですけど、通常これを、輪をこうしていただいて、目立つようにしましょうという運動なんですが、なかなかまだ周知徹底されておらないような気がします。

そういうふうにして、既存の団体で運営するばかりではなく、一人ひとりがこういうサポーターになっていただいてするというシステムを現在進めているところでございます。

以上です。

- ○議 長 (藤本勝美君) 12番秦 時雄君。
- ○12番(秦 時雄君) 認知症を患ったそういった高齢者というのは、家族のもとで一緒に生活されている。ほとんどの方がそうであると思いますけども、虐待とかそういうのが高じてですね、非常に今、全国の統計を見ますと、非常にそういった高齢者に対する虐待ちゅうのがどんどんどんどんがん増えてきている。そこには、ただ単に虐待という意味合いでなくして、やはりそこで介護してる家族のですね、やっぱり心労とかいろいろ状況があるようでありますけども、昨年の玖珠町のこの高齢者虐待というのが3件上がっているようであります。その報告書の中にはですね。それはそれとして、それらの方の虐待というのは表に出た虐待だろうかと思います。その下の方にはいろんな型のいろんな形でのその裾野の広がりというのはですね、もっともっとあると思いますね。そういう意味におきましても、今玖珠町が行っている認知症の見守りネットワークですかね、これですね、これ今やっておられるんでしょう。それらが本当にお骨折りをいただいてですね、こういった認知症を一刻も早く見つけ出し、そしてまた、家族の方のそういった対するサポートなんかしていただきたいなと私は思っております。時間があまりありませんので、次にいきたいと思います。

2番目に、高齢者保健福祉施設についてということであります。

日本の特別養護老人ホーム、特養ホームの入所待機者は、これ非常に多いようでありまして、調べましたら大体38万人ということでございます。これは、本町もたぶん待機者がですね、入りたいけど入れない。お金があれば、民間のそういった老人ホームに入れば、月々高い料金を払えばあると思いますけども、そういうわけにいかないし、かといって特養のホームを増設することが必要であるけれ

ども、増設を行えばですね、それが介護保険料に跳ね上がってくる。いろんな難しい問題があるかと 思いますけども、この本町の玖珠町の待機者の待機者数はどのくらいあるのか。待機されてるですね、 入りたいけど。そして待機者の人たち、そういったものを解消するためにはどうしたらいいんかとい うですね、玖珠町のお考えがどういうふうにあるか、お考えを、そこら辺のお考えをお聞きしたいと 思います。

- ○議 長 (藤本勝美君) 日隈福祉保健課長。
- ○福祉保健課長(日隈桂子君) お答えします。

施設入所待機者というのがなかなか把握しづらいんですが、と申しますのは、今現在では、特養に関して言いますと、150名程度、申請はされて名簿には残っていると、残っている分がですね。問い合わせをしますとそういう状況なんですが、例えば、その方が実際にもう他の施設に入られて申し込まれてる方もいらっしゃるし、それから亡くなられた方とか、それからお元気ではあるんですが、転居されてる方、それからまだそのつもりはない、自宅でまだ看たいと思ってるが、いずれなりそうなので申し込んでおこうといって、早めに申し込まれている方等がおられて、実際に例えば順番がきたからといって、重い方の方からお知らせすると、いや、まだ看ますとか、それから逆に、もう他の有料のホームの方に入れましたとか、娘の近くの老健施設の方に移動しましたとかって言われて、必ずしも名簿どおりにおられないのが実態です。

今後は、この付け合わせを詳細に、例えば基準日を設けまして、実質どのくらいの人が、しかもそれは手をあげて申請という行為を行ってる方のみですから、そこについては調査を再度したいとは思っておりますが、今のところはほとんどダブりで、何名かというお答えがなかなかしにくい状況です。

- ○議 長 (藤本勝美君) 12番秦 時雄君。
- ○12番(秦 時雄君) 施設入所待機者について、そういう方々に対して、果たしてこれそういった 特養を建てたらね、お金も財政的ちゅうかね、要するに介護保険に跳ね返るということで大きな問題 がありますけども、町としてどういうふうに考えておられるんかなと。これからどんどんどんどん、 先ほどのように、5年後には高齢化も32.5%ですね、高齢化どんどんしていく、間違いないです。 3人に1人ちゅうは、65歳ということに推計ではなっておりますんですけども、ここら辺のお考えを ですね、きっと質す必要ではないかと私は思っておりますけど。
- ○議 長(藤本勝美君) 後藤町長。
- ○町 長(後藤威彦君) お答えします。

施設入所については、国のいわば枠組みというか定員定足、玖珠、九重、日田で何人とか、そういうような枠組みがあるわけであります。一気に増やすわけはいかないわけですが、当然、いわば高齢化率がどんどん進めば、施設ですべきか、施設でしないで地域でみるかとか、いろんな考え方はあるようですが、国の考え方を大体見てみますと、今までの考え方は、できるだけ施設じゃなくて地域や家庭でみる方向に動いていることは事実だろうと思います。そして、私は、高齢者の対策としましてよくお話をさせていただきますが、徳島県の上勝町の話をよくします。これは元気で80歳、90歳近

い人も元気で働いている。生きがいがある、葉っぱで飯を食べている。全国8割ぐらいの葉っぱを出している上勝町でありますが、私は、そこの町は生きがい、いわばスポーツも大切ですが、とにかくお金を稼ぐ。町長以上に稼ぐ80歳以上の方が何人かおるというふうにも聞いております。そういう町ですが、そこの町は医療費が全国平均の10分の1だそうです。これはやっぱり何か私たちに示唆を与えてるんじゃないか。生きがいがあることが、お年寄りになっても元気で長生きができるんじゃないか、私はそういうふうに思っています。

そういう意味からも、少しずつ作業所なりお年寄りの人が少しでも金を稼げる、年金プラス3万円、年金プラス5万円というようなことを提唱しておるわけであります。これはもうぜひとも、目標が持てる、生きがいが持てる、そういう地域づくりにすることが、この介護保険であれ、医療費を下げてくることにつながる、そういうふうに信じておるわけであります。そういうことで回答をさせていただきます。よろしくお願いします。

- ○議 長(藤本勝美君) 12番秦 時雄君、時間がありませんよ。
- ○12番(秦 時雄君) 時間が少なくなってまいりましたし、お聞きしたいことはたくさんあります。 この次またお聞きするということで、あんまり欲張らないでじっくりと質問したいなと思っております。

それでですね、介護保険予防事業の報告書の中に、例えば介護予防事業の認知度が11%、地域包括支援センターち知らない人が41.5%というこういったアンケートが出ております。これはある面では、包括支援センター、地域包括支援センターの重要性というのはですね、すべてここにいろんな相談ができるわけでありますし、そこら辺、非常に認知度も低いし、知らない人も41.5%であります。そこら辺のことをどういうふうに今後周知していくかなということですね、問題になってくると思います。よろしくお願いします。

- ○議 長 (藤本勝美君) 日隈福祉保健課長。
- ○福祉保健課長(日隈桂子君) これは2年前の調査のときに、2年経過した時点でのアンケートだったかと思います。この包括支援センターは、とても何というか、センター、センターというのが多くて、支援と付くものが多かったもんですから、皆さんの認識の中には、役場のとこに行けばなんかいろいろ話聞いてくれるよとか、それから一人ひとりにケアマネジャーちゅうのが付くらしいとかというのは分かってるんですけど、果たしてその人が包括支援センターにいらっしゃるということを認知できていないという現状もあります。ですから名前は勿論なんですけど、こういう機能をもったところが役場の中にあって、包括的に相談を、それから支援をしていただけるということを、もっともっと周知徹底させていきたいと思っています。

以上です。

- ○議 長 (藤本勝美君) 12番秦 時雄君。
- ○12番(秦 時雄君) もうあと2分を切りました。ちょっと問題も質問内容も残っておりますけど も、町長はミニ公園とか、それともう1つ児童館、これをもう提唱されておりますけども、そこらに

ついてもう1分を切りましたけども、ちょっと難しいようであれば、次回に回させていただきまして、 じっくりまた議論をさせていただきたいと思います。

以上をもちまして一般質問を終わらせていただきます。

○議 長(藤本勝美君) 12番秦 時雄君の質問を終わります。この次からまとめてください。 ここで昼食のため休憩します。午後1時から再開します。

午前11時55分 休憩

 $\triangle$ 

午後 1時00分 再開

- ○議 長(藤本勝美君) 休憩前に引き続き会議を再開します。 次の質問者は14番後藤 勲君。
- ○14番(後藤 勲君) 14番後藤 勲です。通告に沿って、議長のお許しをいただき、一問一答方式で質問をさせていただきたいと思います。

我が国は、戦後64年になって、本年は特に国政衆議院選挙にあって、これまでの自民党主導による 自公政権から、権利を求める国民の意思が示された歴史的改革の年でありました。激動と混迷の日本 社会の年になって、地方に住む私たちの厳しい状況の中、議会議員として、私も町執行部とは車の両 輪だとの認識のもと、議論を重ね、町発展にと様々な事業を達成させるべく努めてまいりました。今 年もあと17日いたしますと平成22年を迎えます。ご承知のとおり、平成22年は、童話の里づくりに 取り組んでいます我が町にとって最も大切な、久留島武彦翁没後50年という記念すべき年であります。 また、平成23年度から実施されます、玖珠町第5次総合計画策定の準備とまとめの重要な年でもあり ます。

私たちの町は、昭和60年3月に策定いたしました町民憲章にて、童話の里づくりを目指すことを明示いたしました。私は、それは、前年、昭和59年4月に、多くの町民の皆様の願いと働きのもと、童話の里づくりの拠点として建設されたわらべの館の開館が大きく左右したのではないかと思っております。そのわらべの館が開館されてから25年が経ちます。この間、わらべの館は様々な実績を残し、今日も、与えられた事業に前向き積極的に取り組んでいますこと、私は認めています。ただ、ただ、現状と将来展望を考慮するとき、わらべの館の役割と久留島記念館等々を考えてみますと、根本的見直しが必要でないかと思っております。根本的見直しが必要でないかと思っております。来年記念すべき年を迎えるにあたり、改めて童話の里づくりについて質問をさせていただき、後藤町政の方向性を確認いたしたいと思います。

まず最初に、童話の里づくりは、町政執行のトップであります町長の姿勢が重要だと思います。後藤町長はどのようなお考え(具体的案)にて、童話の里づくりに取り組もうとされるのか、お尋ねいたしますが、私は、後藤町長は、町民の声をよく聞いてくださる町長だと思っております。私は、今日の一般質問において、まず私の意見を述べさせていただき、そのことへの答えと町長のお考えをお尋ねさせていただきたいと思っております。

そこで、町長の童話の里づくりにおける姿勢についてでありますが、私は後藤町長だからこそできる、町長、私は町長だからこそできる、人と人とのつながりを大切にする姿勢を示していただけたらと思います。

今月6日、メルサンホールで開演されました「三日月の滝物語」藤本議長、河野文教民生常任委員長も出演されましたけれども、素晴らしかった。私も感動いたしました。ご存じのとおり、創作舞台三日月の滝物語を演出していただいた方は、光林寺に深くご縁のある、玖珠町出身の帆足敏さんであります。帆足さんは、光林寺先代の帆足琢磨住職が久留島武彦翁とごく親しい間柄であったことをよく知っております。歴史と文化を大切にし、童話の里づくりを目指し、ふるさとをこよなく愛してくださっています。そんな方を我が町は大切にしなければならないと思うのです。メルヘン大使になっていただいています、久留島武彦研究の第一人者であります後藤惣一先生も同じであります。県内、全国におられます語り部の皆さんはじめ、我が町に親しみと関心を抱いていただいておりますあの方、この方、私は、町長がその方々とのつながりを大切になさるならば、童話の里づくりが全国的にも広がっていくのではないか、今以上に全国的に広がっていくのではないかと思っております。

町長の人と人とのつながりを大切にする姿勢であってほしいということの今一つは、わらベサークル協議会の中に「ひこわの会」が入っております。武彦先生の語りを学び、子どもたちに夢を伝えられたらと活動している会です。この「ひこわの会」が数年前、森中央小学校の授業に参加して、語り部学習を行いました。これは県の補助があって行われた授業だと理解していますが、私もその授業を受けさせていただき、この取り組みを充実させ広げていくことが、全国的にも例の少ない町独自の教育振興につながるものではないかと実感いたしました。

我が国の教育界には、日教組という影響力の強い組織が存在しています。その日教組は、久留島武彦翁は戦争を鼓舞する側にいた人物と評価し、久留島武彦翁における活動推進には一線を引く姿勢できたのではないか、一線を引くとしてきたきらいがあったのではないかと私は思っております。しかし、私たちの町は、久留島武彦翁の児童文化を大切にする精神を受け継ぎ、童話の里づくりを基本とする町であります。私は、今こそ、町長が前向きな姿勢で町立の小学校、中学校、幼稚園等の先生方と真摯に話し合い、武彦先生を正しく理解していただくならば、学校現場において語り部学級等々、より積極的な童話の里づくりができるのではないかと思うのであります。

私は町長の人と人とのつながりを大切にする姿勢に期待いたしたいと思いますが、この私の意見も 含めて、町長の童話の里づくりに対してのお考えをお尋ねいたします。

- ○議 長 (藤本勝美君) 後藤町長。
- ○町 長(後藤威彦君) 後藤議員の質問に対してのお答えをさせていただきます。

大変熱の入った、本当に思いのこもったご意見であったと思っております。本町の童話の里づくりは、衛藤征士郎町長の時代、46年の4月でありますが、始まったと記憶しております。この童話の里づくりは、もうご存じのとおり、「日本のアンデルセン童話の父」と呼ばれた久留島武彦翁の業績を抜きには語れません。次世代を担う子どもたちを大きくのびのび育てたいという翁の理念のもとに、町

の生産基盤の整備、それから歴史、社会的な環境整備など総合的な町づくりの指針として、今日まで 我が町のテーマとなって続いていることは認識しているわけであります。

これは私ごとで大変申し訳ありませんが、威彦というのは、どうもそこから貰ったと私も聞いております。そういうこともありますが、具体的に童話の里づくりとしての計画は、昭和51年から始まった、いわゆる童話の里づくり構想ということになりますが、この具現化、具体化するのは、昭和61年3月に策定された第2次総合計画、それから、その中で、産業おこしとか快適な環境づくりとかをメインに「豊かな明るい童話の里づくり」を掲げ、改めて町づくりのシンボルとして童話の里を打ち出して、その理念が第3次総合計画、第4次総合計画に受け継がれて今日に至ったものだと思っております。

今後の童話の里としての新たな展開についてですが、本町は多くの資源がある、これは皆さんご存じのとおりですが、これを守り輝かせていくことが私に課せられた課題であるということは認識しております。それは、本町は素晴らしい自然環境ですが、もありますが、歴史的遺産、そして埋蔵文化財も、これは大分県の中では宇佐に次ぐ地域であろうということも言われておるぐらい埋蔵文化財もあるわけであります。そういういわば今までの歴史的資産を、ある意味で言えばこれを生かしながら町の活性化につなげていきたいというふうに考えておるところであります。

社会行政が刻々変化する中で、本町の将来を見極めながら、第5次総合計画を具体化して表現して まいりたいと思います。議員の皆さん、それから職員、町民からいろんな意見を出していただいて、 より将来を見据えた計画をまとめてまいりたいと考えているところであります。よろしくお願いいた します。

- ○議 長 (藤本勝美君) 14番後藤 勲君。
- ○14番(後藤 勲君) 町長のお考えを述べていただきましたけれども、町長のお考えは、町民憲章 に謳われております歴史と文化を大切にして、もうひとつ超えればお年寄りを敬う町づくりだ、童話 の里づくりだと、町民憲章に沿ったご答弁でなかったかなというふうに思わさせていただいております。私の意見を述べさせていただきました、人と人とのつながりを大切にする姿勢をぜひお願いした いという意見につきましては、町長ちょっと確認ですけども、何とか検討するなり、前向きに取り組むなり、なにかご意見ありませんでしょうか。自席での答弁でよろしゅうございますが。
- ○議 長(藤本勝美君) 後藤町長。
- ○町 長(後藤威彦君) 自席から答えさせていただきます。

もうまったく町議さんのおっしゃるとおりであります。やっぱり、この町は人にやさしい人とのふれあいを大切にする、そういう町づくりにしていくべきだろうと思っております。そういうふうな中で童話の関係者、特にいろいろな思いを持った方たちがたくさんおられるわけですから、そういう方たちとやっぱり連携をとりながら、いろんなご意見を賜りながら、童話の里づくりをより明確なものにしていきたいなと思っておるところであります。よろしくお願いいたします。

○議 長 (藤本勝美君) 14番後藤 勲君。

○14番(後藤 勲君) 町の活性化のためにどうぞよろしくお願いしたいと思います。

次の質問に入りますが、2の①、わらべの館の建設とわらべの館運営基金設置、その目的は何であったか。そしてその実現について意見をお尋ねしたいと思いますが、先ほど町長のお話の中でありましたけれども、ちょっとダブるところありますけれども、私なりの意見も述べさせてお尋ねしたいというふうに思います。

わらべの館の建設計画構想を最初に提唱したのは、町長が申されましたように、昭和46年29歳の若さで当選された衛藤征士郎元町長、現衆議院議員副議長であります衛藤征士郎先生でございます。昭和52年7月、町長から参議院議員に移りましたが、町は平松知事の強い賛同を得て、県と連携を図りながら、国との議論を重ね、昭和55年国の定住圏構想のなか、急遽、田園都市構想のモデル事業として採択され、建設費4億8,000万のうち国の補助金1億8,000万を得て、昭和59年4月開館されたと認識しております。

そこで、開館に至るに、町民の活動でありますが、町民は、自分の町は自分たちでとの自立意識において様々な活動を行ってきました。自分の町は自分たちでとの自立意識において、様々な活動を行ってきました。昭和54年1月中央公民館にて、町づくりのリーダーたちの呼び掛けで童話の里研究集会が開かれ、約150名の町民が集い、熱心に意見を出し合いました。私もその中の一人でありましたが、意見の集約の中で、やはり童話の里づくりは、拠点となるべき施設が必要だと認めたのであります。そしてその拠点となるべき施設建設の目的の第1に願ったのは、久留島武彦翁に対する顕彰の場であり、資料の収集、童話の里づくりの拠点として全国に童話の里づくりを発信する場等々、町民は建設の目的を願ったのであります。そして当時財政の厳しさを町民は理解しておりましたので、その活動の事業費にと基金の設置を提案したのも町民サイドからだったと私は理解しております。基金目標額は3億円、そのうち利息が5%として1,500万円、この益金を活用して館の運営を図るようにしようとしたのであります。

町民のわらべの館建設と基金設置の目的は、このようなことであったと私は思っていますが、町サイドによるわらべの館の建設の目的は何であったか。そして、その実現についての見解をお尋ねいたします。

- ○議 長(藤本勝美君) 中川わらべの館館長。
- ○わらべの館館長(中川英則君) 後藤議員のご質問にお答えをいたします。

わらべの館の建設は、国の補助を受けるなかで、昭和58年の3月に定礎して建設が始まり、26年が今過ぎようとしております。建設の目的については、議員さんも言われてますように、日本のアンデルセンと言われ、86年の生涯を童話一筋にかけ、全国の子どもたちに夢を与え、おとぎ話を語り続けてきた久留島武彦先生が生まれ育った地である。また、先生の公園像は50年の歩みを記念して、昭和25年に世界一の童話碑が建設され以来、毎年5月5日に全町民を挙げての日本童話祭が開催されていますが、この祭りから町づくりをテーマに童話の里づくり運動に発展し、次代を担う子どもたちが国際感覚を身に付け、平和で教養豊かに成長するようにと願いを込めて、建設をされております。

その実現でありますが、わらべの館にはわらべサークル協議会があります。この協議会には18団体、545名が現在登録され参加されております。また会に入っておりませんが、独自でわらべの館を中心に活動されている方々もおられます。わらべの館としては、わらベサークル協議会を中心に保育園や幼稚園、福祉施設を人形劇、語り部など巡回を行うなかで、子どもたちに夢を与えているところであります。また、わらべの館の図書室では、読み聞かせ、工作、お話、大座敷視聴覚室では、わらべの館が主催するプロの人形劇など、次代を担う子どもたちの視線に立った成長への事業展開を進めているところであります。久留島武彦先生が全国の子どもたちに夢を与え歩いたように、わらべの館も現在進めています事業展開で子どもたちの成長の過程に大きな役割が果たせればよいというふうに考えております。久留島武彦先生のように、子どもたちに夢を与えていきたいというふうにこれからも考えているとこであります。

わらべの館の運営基金でありますが、当初わらべの館を建設するにあたって、わらべの館の運営は 基金利子によって運営を図る計画で進めてきた。今、後藤議員が言われたとおりであります。

わらべの館の基金の動向を見ますと、昭和61年に4,100万、昭和62年に3,140万、昭和63年 に2,190万、平成元年に2,380万、平成2年に2,600万、平成3年に2,829万、平成4年に856万、 平成5年に3,583万、平成6年に236万、平成7年に28万、平成8年に249万、平成9年に90万、 平成10年に126万、平成11年に1万というふうになっております。概ね平成5年で多くの基金を集 め終わったというふうに考えております。平成11年度の基金状況を見ますと2億2,418万、平成19 年度では2億2,465万でありますので、そのまま推移してきております。

当初、わらべの館を運営していくには、今、後藤議員は3億と言われましたが、当初4億円集めれば、高金利時代の中でわらべの館の運営が利子だけでできる予測で事を進めてきたというふうに考えております。しかし、10年かけて約2億円、計画した目標の4億円の半分だったこと、高金利時代から低金利時代への移行したことなどで、当初より基金利子だけの運営はできておりません。当初言われました、基金利子だけによるわらべの館の運営の実現については不可能と考えております。参考でありますが、現在、年間170万前後の利息しか付かない現状であります。ほとんどが一般財源からの繰り出しであるということを報告しておきます。

以上であります。

- ○議 長 (藤本勝美君) 14番後藤 勲君。
- ○14番(後藤 勲君) 本田教育長、何か教育長が答弁するようなあれがありませんか。今のあれでよろしいですか。
- ○議 長(藤本勝美君) 本田教育長。
- ○教育長(本田昌巳君) 中川館長のとおりでございます。
- ○議 長(藤本勝美君) 14番後藤 勲君。
- ○14番(後藤 勲君) 基金の目標額が、私たちは3億円を目指して基金をやろう。そして5%で 1,500万円あればなんとかというふうに思って提案等々をいたしましたけれども、町サイドは4億円

を目指してやったんだということでございましたけれども、その割には2億2,000万しかないということは、「えっ、町は4億円も目指したんなら、その辺の差はどうしたんだろう」と、今改めて思わさせていただいたところでございます。ただ、その基金を活用してより活発な活動ができるように何とか援助しようじゃないか、町民全体が支えようじゃないかといった思いは汲んでいただきたいなというふうに思っております。

時間がどんどん過ぎていますので、次に移りたいと思いますが、回のわらべの館では、1万点におよぶ貴重な清田コレクションの展示をしていますが、寄贈を受けるに清田義雄氏と展示方法について約束事があったかお尋ねいたします。

- ○議 長 (藤本勝美君) 中川わらべの館館長。
- ○わらべの館館長(中川英則君) 若干経過が必要なんで、ちょっと、そんなに時間かかりませんのでよろしくお願いします。

今のご質問ですが、わらべの館にあります清田コレクションが、玖珠町の財産となるまでの経過としては、大分県街並みづくりを考える県民の会での清田義雄先生と青野勝比古先生とのふれあいに始まっております。昭和62年の春、清田先生ほか数名の方が玖珠町を訪れ、末廣神社、栖鳳楼、わらべの館などを懇切丁寧に案内したのが、青野勝比古先生、鈴木一雄さんでありました。その後、平成2年に青野先生が、街並みづくり県民の会へ入会し、暫くして清田先生から青野先生に郷土玩具など玖珠町に寄贈したい話を持ちかけられたそうであります。清田先生がなぜ玖珠町を選んだかでありますが、天の時、地の利、人の輪の3条件が揃ったところはここしかないと言われたそうであります。

青野先生は、当時の濱田町長に相談したところ、町長は児童文化と地域振興に大いに役立つと、快く受け取ることに同意したと聞いております。清田コレクションの寄贈は、平成3年に行われていますが、コレクションの保存整備をどのようにしていくか大変苦労したと聞いております。当時、青野勝比古先生が退職された小・中学校の先生たちに呼びかけ保存整備をしていったと聞いております。青野先生が亡くなり、代表が代わりましたが、その会が清田コレクション整備委員会として現在も活動していただき、わらべの館の清田コレクションをいろんな面でお世話をしていただいております。

議員質問の展示方法について、清田先生と約束があったのですかということなんですが、当時展示するときには、清田義雄先生も参加し、助言をいただいたそうであります。清田コレクション整備委員会とお話しする中では、清田先生との約束事はなかったと聞いています。また、当時の担当課長に聞きましたが、ないということであります。

- ○議 長 (藤本勝美君) 14番後藤 勲君。
- ○14番(後藤 勲君) 私が確認をさせていただきたかったのは、展示方法について何らかの約束事がなかったのかということでしたけれども、ないということでございますので、それは当たり前のことだなと思っておりましたけれども、確認をいたしました。また、この貴重な1万点におよぶコレクションを寄贈いただいた清田先生には、本当に私も心から感謝申し上げますし、清田コレクション整備委員会の皆さん方が、本当にボランティア奉仕活動において保存展示等々の活動に丁寧に取り組ん

でいただいていますことを本当に心から敬意を表している一人でございます。

でございますが、次の、〇のわらべの館設置及び管理に関する条例の見直しや図書室機能を変更さ す、図書館の建設についてのお考えをお尋ねしますというふうなことにも入ってまいりますが、私は 先ほど課長の方から、また教育長の方から、わらべの館の目的と現在の活動についてお話をいただき ましたけれども、確かに、この昭和59年3月29日に制定されました条例から見ますと、館長、教育 長が申しましたような事業は、本当によくやっておるなあというふうに思います。しかし、この条例 にはですね、館長も教育長ももう分かっておるとおりに、久留島武彦先生の顕彰については、1条も 入ってないんです。1条も。そして、この久留島武彦先生に関する資料の収集とか、研究研修をしま しょうとか、語り部をはじめですね、人材の育成をしましょうとか、人と人との交流を図りましょう、 図らなければならないのにも関わらず、しましょうとかいうものが、条例にはまったく載ってないん ですよね。町民は、先ほど館長が言われましたように、あくまでも久留島武彦先生の活動を我々も引 き継いで、そして、それを町民に伝え、全国にも伝えていこうという願いでわらべの館は開館された んです。にも関わらず、久留島武彦先生に関する条が1条もない。確かに久留島室というのはありま すよ、あったんです。しかし、清田コレクションを戴いたときに、大変私は言葉が適切かどうか分か りませんけれども、私は清田コレクション、清田先生の玖珠を思ってくださる熱意に本当に感謝しま すし、ありがたいと思っているんですけれども、その展示方法がですね、その展示をするために、久 留島武彦翁を出してしまったんですよね、すべて資料からなんから。そして、同じ時期に、森町の街 並みの活性化のためにもとかいうようなことも含めて、久留島記念館を森藩の歴代の藩侯たちの資料 も含めてですね、同館にしてしまったんですよね。

私から言えば、次の質問になってきますけれども、そこのところでですね、私はやはりこの条例を少し見直して、久留島武彦わらべの館は、やはり久留島武彦先生を顕彰する場であるということと、先ほど言いましたように、やはりしなければならない研修とか、人材育成とか、交流の場とかいうものは、条例の中に入れていただかないと、皆さん方は本当にぴしゃーっとやられるんですよ、その条例に沿って、業務の内容に沿って一生懸命やって、人形劇をね、やったよかったですね。いろいろな取り組み、また清田コレクションも今あるんだから、それを大いに生かそうということで、どんどん新聞にも大きく取り上げられて、わらべの館の活動をよく知らしめていただきましたですね。そういうことはいいんだけれど、条例にないために、やはりそこ、私は一番大切なこれからですね、やはり久留島武彦先生の精神を受け継いでいくには、人材を育てておかなけりゃならないんですよ。先ほど言いましたでしょう、もうわらベサークル協議会500何人になった。10年前は1,000人おっちょったでしょう。団体は24団体だったでしょう。もうどんどん減りよるんですよ。減っていって高齢化してるんですよ。わらベサークル協議会だけでも、だけでも。しかし、それをもう育てなければならない一番の役割をですね、どーっこもないんですよ。

だから、この条例を見直してやるべきじゃないかなというふうに思いますが、これは町長にお尋ね したいなというふうに思います。やはり条例を見直すことは、しようと思われるのか、今のままで何 とかこなしていけるよというふうに思われるのか、ちょっとお尋ねしたいなというふうに思います。 町長いかがでしょうか。町長にお尋ねします。

- ○議 長(藤本勝美君) 後藤町長。
- ○町 長(後藤威彦君) お答えします。

まだまだ勉強不足の点があって、それをどうするかというのは、この場では答えはちょっと控えさせていただきたいと思います。少し勉強させていただきます。よろしくお願いします。

- ○議 長 (藤本勝美君) 14番後藤 勲君。
- ○14番(後藤 勲君) それでは、勉強されてると思いますので、教育長に。
- ○議 長(藤本勝美君) 本田教育長。
- ○教育長(本田昌巳君) お答えします。

議員さん経過をおっしゃられたとおり、私も、当時、ある子どもを相手にしたサークルに所属をしておりまして、サークル協議会にも入っておりましたし、中央公民館の町づくりシンポジウムにも参加させていただきましたので、その経過についてはそのとおりというふうに思っておりますが、先ほど館長の方に確認をされましたですね、コレクションのわらべの館についての寄贈について、約束はなかったかと。少しここが大きな分かれ目といいますか、ポイントになるのではないかというふうに思いますが、平成2年頃から清田先生のコレクションの寄贈については話がだんだんまとまりかけていたと。ただ、清田先生は、地元の佐伯でもなく、玖珠に寄贈された経過の中には、わらべの館という素晴らしい建物があると、そこに寄贈したいと、それを強く望んでおったようです。これは間違いないようですね。当時の。

それで、そのあとまた経過があるんですけれども、平成3年の12月の18日に、濱田町長が議会に対して説明をしております。いうなら、室を移転をして館にしたいと、今の現在地のですね。で、平成2年の12月の31日に、移転先として荒木家の一部を久留島記念館としてしたいということで。

- ○14番(後藤 勲君) 教育長申し訳ないけど、時間がないんで、あと他に質問がありますんで。
- ○教育長(本田昌巳君) でございますので、いうなら当時の町長、それから議会に対して、濱田町長がその旨を、その暮れに説明をしておりますし、平成3年の3月議会の所信表明では、はっきり移転の方向で説明をしておるわけですね。そういう経過があって現在があるということだけはご理解をいただきたい。

以上です。

- ○議 長 (藤本勝美君) 14番後藤 勲君。
- ○14番(後藤 勲君) 本当に教育長としては、その辺のところをしっかりと押さえておかなければ ならないという責任を感じておられるということを、本当によく理解できます。私は、確かにいろい ろ当時ですね、いきさつが等々あったことも薄々分かるような気もするんですけれども、現在におい てですね、どうしなきゃいけないかと。だから私が申しますように、大切にしなきゃならないという 思いは一緒です。だから私たちの町は、美術館の建設もしようという願いがあります。そこにも移せ

るということをですね、私は確認のもとで思っているわけです。あのわらべの館にいつまでも、10年 も、20年も、30年も、これからずっと続けるよりも、あのわらべの館はわらべの館で本当の生かし 方をしていただいて、あの清田コレクションは別の場所でしっかりと大切にさせていただけたらなと いうふうに思っております。

次はあれですけど、時間がありませんので次にいきますが、次は3の、出ております久留島記念館 について、本年2月教育委員会の報告書において総合的検討が必要とありますが、町長のお考えをお 尋ねしますとしております。最後の質問を取りたいと思いますので、ちょっと時間がありませんので 私の方から述べさせていただきますと、この総合的検討が必要というふうに教育委員会が報告されて る中でですね、私がとても気にしているのは、歴史民俗資料館を建設しようと、老朽化しているこの 久留島記念館が老朽化しているから、歴史民俗資料館が建設されれば、それを移すということも含め て、総合的に検討しましょうという報告書なわけです。町長わかっているとおり。私は基本的にです ね、久留島翁の顕彰と、また等々の活動の云々等、久留島藩の藩侯たちの資料等々を一緒にしてやっ ていくということは、ちょっと私は、やはりその当時はやむを得なかったかもしれないと思っている んですけれども、現在ですね、これからますます、来年の50年を契機に、もっと全国的にも広めてい かなければならないという中において、私はやはりこのところもですね、久留島記念館、久留島武彦 記念館を建て直しようというのは、この久留島記念館ができました平成3年、10年後のですね、平成 13年から平成22年度までの第4次総合計画、昨日、副町長が検証します、第4次総合計画を検証し ますと言われましたけれども、この第4次総合計画には、きちっと久留島武彦記念館を建てるという ふうに謳われているんです。しっかりと。だからですね、私は、やはりあの当時、平成3年のときに 一緒にしたけど、やはりあれはちょっとあれやったなって思われて、第4次総合計画にですね、やは り久留島武彦記念館は建てなきゃならないというふうに私は思われた結果だなというふうに理解して いるわけです。

そういうことですので、私は一緒にですね、森藩の分と一緒に歴史民俗資料館の方に持って行くなんていうことはあってはならないと思っておるんですけれども、ちょっとそこのところを町長、後の 4番目の質問したいと思います。時間がありませんが、簡単によろしくお願いします。

- ○議 長(藤本勝美君) 後藤町長。
- ○町 長 (後藤威彦君) 要は第5次の総合計画の中で、今の議員の発言も十分踏まえながら検討したいと思いますので、よろしくお願いいたします。
- ○議 長 (藤本勝美君) 14番後藤 勲君。
- ○14番(後藤 勲君) ありがとうございます。第5次総合計画で十分に検討していただくということでございますので、私は期待をしておきます。

次に、最後の(財団法人)日本青少年文化センター全国童話人協会との連携について、これまでの 取り組みと今後の取り組みをお尋ねしますということで、教育長よろしゅうお願いします。私もちょっ とまた再質問がありますので。

- ○議 長 (藤本勝美君) 大蔵社会教育課長。
- ○社会教育課長兼中央公民館長(大蔵順一君) 時間がございませんので、簡潔に申し上げたいと思います。

少し、先ほどの久留島の関係ですが、昨日も高田議員さんの質問でお答えいたしましたように、森地区総合を含めたとこですね、町長から4月に私の方、指示受けておりますので、事務局的な分で話をしておりますので、その中で検討させていただきたいと思います。

それから、青少年文化センターと全国童話人協会の連携でございますが、青少年文化センターにつきましては、ご承知のとおりに、初代会長は我が町の先生、久留島武彦翁でございます。一流の芸術に触れる機会をつくることこそ、幅広い青少年育成の道と発意して、1951年にセンターが誕生したということでございます。また時を同じくしまして、久留島武彦翁の先ほど言いましたように、口演行脚50年を記念して童話祭が開設されて、本年60回を迎えたとこでございます。ともに久留島精神の継承と青少年の健全育成を目的に活動しているとこでございます。これまで玖珠町との連携ということでは、日本有数のアーティストが町内の各小・中学校を訪問して、先般も報告いたしましたが、巡回音楽会等々、貴重な協力をしていただいているとこでございます。

今後の取り組みとしましては、厳しい財政状況等もございますので、巡回音楽会等、継続等含めま したとこで、そこ辺はまた協議、検討してまいりたいと思っております。

それから、全国童話人協会の連携でございますが、全国童話人協会は、口演童話を通して、児童文化の創造と普及を図り、童話人の養成と向上研究に資することというようなことで、これも久留島先生の主唱で1952年に設立されたと聞いております。これまで玖珠町直接とは、わらべを通じての活動の部分で、玖珠町内にも全国童話人協会の会員、町議もそうでございますが、いらっしゃいますので、そこの辺の連携でございまして、先ほど町議申されましたように、来年が一応50年ということで契機の年であろうというようなことで、事務的には詰めておるとこでございますし、また、本年の確か4月以前やったと思いますが、町長、それから後藤町議もそうでございますが、議長と、全国童話人協会の総会を誘致していただいて、その話が指示がございまして、私とわらべの館長が研修といいますか、どういった恰好でというようなことで行きまして、本年と言いますか、来年の6月に開催しようということで現在詰めているとこでございますので、そこ辺でバックアップできればというようなことで、今後も連携を深めていきたいかなと思っております。

以上でございます。

- ○議 長(藤本勝美君) 14番後藤 勲君。質問もですが、答弁も聞いてくださいよ。
- ○14番(後藤 勲君) ええ、聞きよります。課長答弁ありがとうございます。50年に向けてですね、 しっかりと取り組んでいる姿勢を感じさせていただきました。ただ、全国童話人協会の総会云々は、 お答えがあったんですけど、実は、ご承知のように、日本青少年文化センターの久留島武彦文学賞、 文化賞がありますですわね、課長、これが来年が第50回なんですよね。だから50回の受賞式を玖珠 町でできないのかということをね検討して、まあ相手があることですからあれなんですけれど、ぜひ

ですね、お話しいただけたらどうかな。担当の西村さんですね、この1月の23日、来年の1月23日 メルサンホールで行われます能楽への招待、これは「清経」ちゅうんですかね、このあれも青少年文化センターが協力していただけるからできるんですね。本当に、ここに書いてますよ、町が主催のため、通常料金より安くなっておりますと、わざわざ書いてる。これはやはり協力があるから、皆さんもご承知のことなんだろうと思いますけど、これは玖珠町のポイントカード会がですね、「よし、これはいいな、くすくすカード満点カードを3枚でこれを招待しよう」というようなことで、今日持って来ていただいたんですけど、これは受付期間が今日12月15日から22年の1月20日までだちゅうことでですね、いただいた。このことも青少年文化センターの協力があるからでありますし、先ほど課長が言われました巡回音楽会ですね、これもそうなんです。ただ、課長、私はね、せっかく青少年文化センターが、巡回音楽会でもこれでもね、協力してくれるんだけれど、名前が載らない。なんで名前を載せないんだろうか。この報告書においても、青少年文化センター1行も載ってないでしょう。新聞発表でもなんでも載らないんですよ。なんか載せたらなんか悪いというふうに思われてるのかな。いや、そうじゃなくて、私たちの町の久留島武彦先生が作られた、青少年文化センターとこんなにね、連携を図ってやってるんだよっていうことをですね、もっと町民に知らせていいんじゃないかなというふうに思うんです。ぜひこのことはよろしくお願いしたいなというふうに思っております。

あと5分になりましたけれども、議長の方から答弁をですね、よく聞いてというふうなあれがありましたけれども、なんか教育長、また町長、教育長、このことは答弁の中で言うておかなきゃならなかったということがありましたら、ひとつよろしくお願いしたいと思います。

- ○議 長(藤本勝美君) 本田教育長。
- ○教育長(本田昌巳君) 日本青少年文化センター、これは先ほど課長が説明したとおり、玖珠に縁が 勿論あるわけでございまして、その文化センターの大きな事業に、久留島武彦文化賞の選考と授与と いうのがあるんですね。5つぐらいある中で、それトップにきて、それが間もなく50回を迎えるわけです。そしてまた、衛藤征士郎氏、それから藤野利雄氏、渡辺源六氏、玖珠出身ではですね。それから玖珠に縁のある倉田紘文先生、佐々木均太郎先生(大分大学)、後藤惣一先生(大分大学)、また、小学校長OBの首藤悦爾先生、これらみんな童話祭、それ以外に縁がありましたし、今、キムさんも去年、一昨年の受賞者ということで、そういうことでございますので、もし日程等が合えば、もうこれはすべてセンターの主催事業でございますので、総会と併せてするようなことになれば一番いいかなというふうに考えておりました。
- ○議 長 (藤本勝美君) 14番後藤 勲君。
- ○14番(後藤 勲君) 教育長、最後に答弁いただいてありがとうございました。また、私大切なことだなと、広げていくためには大切なポイントだなと思っておりましたところを、検討するということをおっしゃっていただきましたので、今日は一般質問させていただいてよかったなというふうに思わさせていただいております。

童話の里づくりを目指す我が町は、心と歴史と文化を大切にする町であると思っております。人口

が1万7,000台になった我が町でございますが、町長、我が町の特徴を生かすことによって、希望の もてる町が築かれていくのではないかというふうに思っております。副町長のもと、なお一層玖珠町 第5次総合計画策定に期待をいたしまして、質問を終わります。

- ○議 長(藤本勝美君) 14番後藤 勲議員の質問を終わります。 次の質問者は、8番宿利俊行君。
- ○8 番(宿利俊行君) 皆さんこんにちは。議席番号8番宿利俊行です。通告に従いまして、議長の お許しをいただき、一問一答で質問をしたいと思いますので、よろしくお願いします。

今年の最後の質問となりました。皆さん方には、暫くお付き合いをしていただきたいというふうに 思っております。

もう今年も残り16日となりました。今年の流行語大賞に「政権交代」ということが出ておることは、皆さん方がすでにご案内のとおりでございます。私たちの町では、私は、一足先に昨年ですね、政権交代がなされたのじゃなかろうかなというふうに思っておりますが、ご承知のように、玖珠町改革以来とでも申しますか、残念な事態が発生しております。町民の多くの方々は戸惑いを感じています。町民の方々におかれましては、冷静且つ良識をもって対応されますよう、心から切望する次第でございます。

さて、このような中にありましても、過ぐる11月21日、「九州は一つ、風は九州から」と、開会当時町長の諸般の報告にありましたように、第5回九州連合ホルスタイン共進会が、九州沖縄地区酪農団体協議会主催で、熊本県家畜市場で開催をされました。太田副町長をはじめ、農林課の職員、私は議長の名代として応援に行く機会を得ました。出品頭数160頭が13区に分かれ出品がされました。大分県からは15頭、玖珠郡から11頭で、本町からは中島の伊藤賢太さんが4部で1位。ちなみに牛の名前を申し上げると「レアセル MBB アドベント RED」という牛でございました。また、午後の部の13部では、八幡の中ノ原の重見宝弘さんの「ミドリオカ アダム マーク」がそれぞれ1位となりました。最終的には、13部の中から、重見宝弘さんの出品牛であります「ミドリオカ アダムマーク」が見事にグランドチャンピオン賞に輝き、素晴らしい成績を収めることができました。現地で応援をしていた私ども、やった!と同時に、胸の熱くなる思いでした。来年は、本場中の本場とでも申しますか、北海道で開催が決定されています。出品される方は勿論のこと、町行政にありましても、抜かりのない対応を切にお願いする次第です。

今年は丑年でしたが、本町の畜産経営にとりましては、いささか暗いニュースが多かっただけに、 丑年の最後を締めくくる意味からも、ふさわしい快挙でありました。玖珠町の水田酪農業が、九州の 大舞台に知れわたったことは言うまでもございません。併せまして、心からお喜びを申し上げます。 今後とも更なるご精進されることをお祝いとし、ご披露させていただきました。少々長くなりました が、本年最後というような場でございますので、お許しを願いたいということでございます。

そこで、本題に入らせていただきます。第1点目、少子高齢化や人口の減少が進行する中に、行財 政改革により、平成19年度より公民館が廃止され、自治会館となり3年が通過した。このことに関し て、3年間はひとつの区切りであり、そのメリット、デメリットについて点検をしなければならない 時期であると思われる。

そこで、①自治会館は所期の目的を達していると思われるか。これは町長にお聞きします。

②自治会館は地域の活性化の拠点になることを目的に設置されたが、各自治会館ではどのような事業が活性化されたか、担当課長にお尋ねします。

③地区公民館が廃止され、社会教育に支障はなかったのか、中央公民館との関連では。教育長にお 尋ねします。

以上、①、②、③の答弁の内容によっては、再質問をいたしますが、そもそも、この自治会制度は、 当時の説明によりますと、福岡県の宗像市の制度とシステムを導入し、これをモデルに、あるいは参 考にされたというふうに聞いております。つまり、当時、各地区公民館に館長として勤務された方々 の話を総合しますと、まさに行政の丸投げにも等しいやり方だったというような批判を聞いたことも あります。制度そのものは大変素晴らしい内容ですが、いわば実態がそぐわないやり方だと思います。 なぜならば、本町の現状と福岡県の宗像市の現状を比較すれば一目瞭然でございます。ちなみに少し ほど説明を申し上げてみたいと思っております。

ここに宗像引力と、これは宗像市の市勢要覧でございますけど、詳しく説明することは思っておりませんが、少しばかりどういう状況なのか。ここのこの市勢要覧を見て、位置や沿革見たときにです、まず、本市は福岡市と北九州市の中間に位置するため、二大都市のベッドタウンとなっておるような場所なんですね。そうして人口面積、人口はこれは平成8年ですね、昨年の統計でございますが9万5,011人、世帯数は実に3万7,319世帯、そうしていわゆる面積、これは行政面積、行政面積は119.56平方キロ、したがって、玖珠町の半分しかない行政面積の中に、実に人口が9万5,000、更に世帯として3万7,000。こういう都市のですね、システムや制度をモデルとして使用されたのが妥当だったかどうかというふうに、私は今思うわけなんですね。

更にですね、産業構造を見てみますと、第3次産業が74.1%、第2次産業が19.45%、第1次産業が4.8%と、そういうような数字なんですね。したがって、本町と比較したときに、果してですね、そういった大都会の素晴らしい方々が住まれておって、その中の都市のそういった制度をこちらにもってきて、当てはまるのだろうかなというような気もするわけでございます。やはりいささか無理があるのではないだろうかと、そういうようなことを考えたときに、まず町長の答弁を求めます。

- ○議 長 (藤本勝美君) 後藤町長。
- ○町 長(後藤威彦君) 宿利議員の質問に答えさせていただきますが、まだ私も1年2カ月で状況を 十分把握してない部分がございますんで、担当課長の方からまず答えていただいて、それから後は、 私なりの考え方をそれに補足させていただきたいと思っております。よろしくお願いします。
- ○議 長 (藤本勝美君) 河島地域力創造課長。
- ○地域力創造課長(河島広太郎君) 担当課でございます。地域力創造課よりお答えをさせていただき たいというふうに思います。

本町の地域コミュニティ発足の背景でございますが、先ほど議員ご発言のように、高齢化や核家族などによりまして、自治会単位での活動が困難な状況が見られるようになったこと、また、行政においても、行財政改革などで、従来と同じよう行政サービスの永続的な実施が難しい状況になったことなどが背景にあります。自治会より広い単位での協働の町づくりをメインテーマに地域住民一人ひとりが助け合い、皆で地域課題に取り組んでいくことを基本に、行政がすることと地域がすることを明確にし、行政がもってる権限を、また財源を地域に移し、地域と行政が対等なパートナーシップを築きながら、住民が主役の町づくりを進めることとして今日に至ってきたところでございます。

平成18年度中に4地区とも運営組織が発足し、ちょうど3年が経ったところでございますが、議員のご質問の、自治会館が所期の目的に達しているかという点におきましては、地域住民に自治会館として認識されてきたというふうには思っておりますが、所期の目的を達成したかといいますと、この3年で判断できるものではなく、あえて表現をさせていただければ、道半ばにあるというふうに思っているところでございます。しかし、確実に自治会館が地域の活動拠点だと地域住民に認識されてきましたし、様々な活動が定着をしてきたことは議員もご承知のとおりかというふうに思います。今後の更なる充実が図れるよう指導していきたいというふうに考えているところでございます。。

それから、次に、自治会館は地域活性化の拠点となることを目的に設置されたが、各自治会館では どのような事業が活性化されたか。というご質問にお答えをさせていただきます。

自治会館で行われている事業とは、すなわち地域コミュニティの活動そのものというふうに私どもは捉えております。そこで、地域コミュニティの活動を見ますと、生活環境部会、教育文化部会、健康福祉部会、更には地域づくり部会と、様々な活動に部会活動が分かれております。活性化は事業を継続するということは必要だと思いますし、関係者の総意で事業を縮小し、また新たな取り組みをするということもあっただろうというふうに思います。事業に係わる関係者やボランティアの方々、かなりの努力があったというふうに思っておりますし、どの活動が活性化されたかと申しましても、なかなかここで、どの活動が活性化してどの活動が沈滞化したというようなことは、なかなかこの場では申し上げられませんが、目的に沿って行動すること、そこに係わる人たちの信頼関係が深くなることが、コミュニティの重要な要素ではないかというふうに考えております。地域の活性化について、地域コミュニティの発足当時、地域の総意によって独自の事業ができることなど理解をいただいてきたところであります。今後ともそれぞれの地域が工夫して、必要な事業に取り組んでいただきたい、それを町としては支援をしていきたいというふうに考えているところでございます。

それから、議員ご承知のように、町の方から発足当時に活動資金としまして、それぞれの地域コミュニティに約1,000万円の積み立てをいたしております。新規の活動やモデル事業には、町のコミュニティ推進事業補助金も充てられるようになっておりますので、それぞれの地域や地域の特徴を生かして地域づくりに取り組んでいただきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議 長(藤本勝美君) 本田教育長。

○教育長(本田昌巳君) 私の方からは、地区公民館が廃止をされ、社会教育に支障はなかったのか、中央公民館との関連ではということで、あくまで教育委員会のサイドから答弁をさせていただきます。 結論から言うと、当然教育委員会としては、教育機関としての4つの地区公民館が廃止されたことは、後退でございまして、残念なわけでございます。元来、教育は、学校教育と学校外教育に分かれます。それで、一般的に学校外の教育を社会教育と呼んでおるわけですけれども、当然、社会教育の方が学校教育よりも守備範囲が広いわけで、長寿社会を迎えると、ますます広範囲の対応が求められ

るわけでございます。一般に、行政が、学校教育にしろ、社会教育にしろ、方針を立てて、教育機関で実施をするということになります。学校教育であれば学校、社会教育であれば公民館が教育機関でございます。

公民館等について規定をする社会教育法には、国と地方公共団体の責務として、すべての国民があらゆる機会、場所で、実生活に即した文化的教養を高める環境を整備すべきことを規定をしております。その中心的な施設が公民館であるわけで、他に図書館、博物館と続くわけですけれども、公民館には専門の職員として、一般に公民館主事、これは社会教育主事の免許を持った人が一番いいわけですけれども、公民館主事が配置をされると。そして住民とともに地域の課題、単に趣味のみでなくて、いかにして儲かる農業に取り組むか、あるいは子育て、老後の不安の解消、そういうふうな地域課題を掘り起こして、その解決に取り組む学習をする場所が公民館でございます。あらゆる年齢層に対して定期的な講座、講演会、それから講習会等が実施され、それがあるべき公民館でございます。

公民館が社会教育の施設機関であるのに対し、自治会館は、その設置条例を見ましても、先ほど河島課長の中に出てきましたけれども、町長の所管をする町民の活動拠点施設というふうに規定をされております。ですから条例中、当然教育という、公民館設置条例にあったような教育という、あるいは学習という文字は消えておるわけでございます。ただ、施行規則の中に唯一施設の使用料のですね、社会教育団体への減額、減免の配慮があるのみでございます。したがって、我々が言う社会教育、命令系統も異なりますので、教育委員会の方針が、その実施機関として、地区館に代わる自治会館で実施されることはなくなると。公民館主事などの社会教育専門職員も不在でございます。地域に根ざしたきめ細かい、いわゆる公民館活動社会教育はできなくなった。これが教育面のみの側面から見たところなんですけれども、現下の経済状況を踏まえた官から民への行財政改革の結果でもございます。経常収支、大分県一の好転にも貢献したとすれば、町全体の中での対応でございまして、致し方ない部分がある。

現在、中央公民館は、従前どおり、主として全町的な事業を実施しております。地区公民館で行われておりましたものにつきましては、老人大学と料理教室のみ自治会館で行われておるようでございますが、当面はこの自治会館と社会教育との連携、ここで中央公民館の役割も大きくなってくると思うんですが、その辺の連携を模索しなければならないと。受ける教育から自ら学ぶ学習と、行政主導から住民主導の社会教育に、これは大きな課題でありますけれども、河島課長の答弁のように、かなり存在には、存在感は定着をしたということでございますので、我々も当面はそういう対応をしなけ

ればならないというふうに思っております。
以上です。

- ○議 長 (藤本勝美君) 8番宿利俊行君。
- ○8 番(宿利俊行君) ①については、今それぞれの課長の方からですね、認識が定着しつつあるが、なにせまだ時間が3年というように浅いわけで、定着は仕切れてはないということのような答弁でございましたが、私はね、何もこの問題を詰めてね、どうのこうの言う気持ちは持ってないんです。②の中でね、じゃあ、この協議会いわゆるコミュニティの組織にね、役場の職員が何名入っていますか、まず。
- ○議 長(藤本勝美君) 河島地域力創造課長。
- ○地域力創造課長(河島広太郎君) 議員発言のものは、各部会の活動そのものでしょうか。 (○8 番(宿利俊行君) そうですね。)
- ○地域力創造課長(河島広太郎君) この中には、町の職員というのは、中には常に入っているわけではございません。特に必要があって呼ばれたときだけ入っていくというような形でございます。 以上です。
- ○議 長 (藤本勝美君) 8番宿利俊行君。
- ○8 番(宿利俊行君) そういうことでですね、地域の皆さんは、この組織に役場の職員はどうして 入ってないだろうかと、そういうふうに思われておるんですね。ですから、やはり私はこういう組織 にこそですね、積極的に役場の職員が参加して、地域づくりに汗をかいたらいかがかなと。町長どげ え思うんです、そのあたりは。
- ○議 長(藤本勝美君) 後藤町長。
- ○町 長(後藤威彦君) 宿利議員の質問に答えさせていただきます。

この自治会館の構想は、3年前、前町長時代に作られたわけですが、これを成功しているところ、成功してないちゅうか、あまりうまくいってないところあるようであります。それは、熊本県のあさぎり町だったと思いますが、大変成功している例も聞いております。非常に、町民が逆にたくさん自治会館に参加をして、いろんな意味での活性化がされておるように聞いております。だから、それは今この途中半ばでありますが、きっとやり方次第では、非常に有効な手立てになるんではなかろうかと私は思っております。だから町としては、積極的に各自治会館の支援をしていくと。

それから、先ほどの町の職員の問題ですが、これもできるだけ、先ほど教育委員会の教育長の方からの話もありましたが、教員のOBの方の参加とか、それから町の役場のやっぱり行政を経験された人の参加というのは、どうしても地域地域で必要だろうと私は思っております。そういう中で、たくさんのそういう専門性を持った方たちがその中に組み込まれていく、また積極的に参加していく、そういうことを行っていきたい、そういうように思うところであります。

- ○議 長 (藤本勝美君) 8番宿利俊行君。
- ○8 番(宿利俊行君) そういうことでですね、ぜひこれは、私は個人的に役場の職員にどうのこう

のじゃなく、地域の方々がですね、そういうふうにやっぱ皆さんおっしゃってるんですね。ですから ぜひこれは、現職の職員の方々がそういう場に入っていろんな意見あたりを出してやる方が、更にで すね、この会が充実するんじゃなかろうかなとそういうふうに思っております。

それからもう1点、ここは、今、河島課長がおっしゃったようにですね、各館に年間1,000万ですか、約、指定管理者にですね。これは1,000万公金ですからね、その1,000万出したね、どういうふうにチェックをされていますか。もう指定管理者にもうやったなり、後はチェックは何もしてないんですかね。ちょっとそこ辺のとこお聞きします。

- ○議 長 (藤本勝美君) 河島地域力創造課長。
- ○地域力創造課長(河島広太郎君) ご答弁を申し上げます。

先ほど申しました、約1,000万円と申しましたのは、コミュニティの基金として各4地区の自治組織に交付しておるもんでございまして、これは地域づくりとかに充てる原資とお考えいただいたらよろしいかというふうに思います。それとは別に、指定管理者に管理運営費の方はお支払いをして、管理費としてお支払いしております。通常の電気料とか水道代とかいった部分にあたる部分でございますが、大体1館当たり450万程度かかっております。これはもう毎年電気料それから水道料、その他浄化槽の維持管理費とか、そういったものであたる部分でございますんで、これは交付をいたしております。それから、21年度までは、町の方から各自治会館に50万円ずつ、その地区の地域活性化に充てる資金ということで50万円ずつを別に交付いたしております。これで地域づくり活動等を行っていただきたいということでやっている部分でございます。

毎年、これ、予算をどういうふうに使ったかということにつきましては、私どもがすべて実績報告 等に基づきましてチェックをいたしております。そういうことでございます。

- ○議 長 (藤本勝美君) 8番宿利俊行君。
- ○8 番(宿利俊行君) 私がね、なぜそういうことをお聞きしたかというとですね、これは制度そのものも私は問題があるかなと思っておりますんですがね、お隣の日田市はですね、同じそういった施設なんですが、やはり公民館という文言を残してあるんですね。ですからこれはやはり大したもんだなと。先ほど教育長が言ったんですね、やはり公民館という文言がなくなって、社会教育いわゆる生涯教育と、そういった面がまったく切られてしまったとですね。これは不幸なことじゃないかなと私はそういうふうに思うんですよね。

それから、更に、金の問題にしてもですね、これは最近、日田の方で公金を一職員が使い込んでおったというようなことが新聞沙汰に出ておりましてですね、そういったことがやっぱ起こらないように、指定管理者にもう金だけ出しちょきゃいいやということでは私は済まないと思うんですよね、これは。あくまでも公金ですからね、やはりそこ辺はきちんと私は出す側の行政がしっかり監視をすべきじゃないかなと、起こってからでは間に合いませんので。これはたまたまそういう例が隣にありましたので、今後、ぜひそういった点を考えていただきたいと。

そういうことを踏まえましてですね、これまでの質疑で、社会教育には少なからぬ影響が出ている

と思われますですね。自治会館の組織や運営について見直す考えがあるかないか、まず町長にお尋ね します。

- ○議 長(藤本勝美君) 後藤町長。
- ○町 長(後藤威彦君) その件はですね、私は担当課に、宿利議員今日の質問ありましたが、それに ついては検討せよと、お金の出し入れのことも含めて、そしてそこの公民館長も含めて、どういうふ うな選び方をして、どういうふうにすればいいかという、ある程度ちょっと整備もしなければいけな いなと、そういうことで指示はしております。検討してもらうように指示をしておるところであります。

以上です。

- ○議 長(藤本勝美君) 8番宿利俊行君。
- ○8 番(宿利俊行君) 町長はそういうふうでですね、見直しをされるということでございますので、 ぜひやはり見直すところは見直していただきたいなというふうに思っておりますので、特に教育長の 方で何か答弁があればお聞きします。
- ○議 長(藤本勝美君) 本田教育長。
- ○教育長(本田昌巳君) 先ほど申し上げましたように、教育部の側面からだけ見れば、やはり後退であるというのは間違いないんですけれども、今、現行の制度の中でいかに社会教育が有効に行われるかと、そういう努力を我々はしなければならん。たぶん、すべてのコミュニティに教育部会、あるいは名称はどうか分かりませんけれども、そういうような部会があるんじゃないかというふうに思っております。ですから、そういうところを通じて、要は、教育方針が、教育委員会の教育方針が、パイプとしてはないわけなんですけれども、自治会館におられる職員の方々等の理解、あるいはまた、ある場合には研修会等も開催する中で、あるいはまた、中央公民館を経由する中で、何とか今の制度の中で当面は努力をする以外なかろうとそう思っております。

特にこれを痛感したのは、もう昨日と今日と学力問題が出ておりました。学力は学校だけの問題でなくて家庭に問題があると、特にPTAの方々の理解も得たいと、父母の方々の理解も得たい。そうするとこれは社会教育の範疇になるわけですよね、家庭教育というのは。そうなると、やはり身近なところに公民館があって、専門の職員がおられて、そこからいろんな事業を起こせたらというときに痛切に感じたわけですけれども、公民館なり社会教育施設の第一段階は、人が集まることが第一でございますので、そういうことを通じながら、教育的な部分でできるだけ活用させていただきたいと、そういうふうに思っております。

- ○議 長 (藤本勝美君) 8番宿利俊行君。
- ○8 番(宿利俊行君) ぜひそういった考えに立っていただきたいと私は思っております。というのはですね、これは日田のことが新聞に出たとき、やはり日田の公民館にはですね、勿論指定管理者ですからね、民間の方が来ておるんです。そういった方々には、やはり社会教育の分野でね、とにかく勉強の機会を与えたいと、資格を取ってもらいたいと、そういうことがやっぱ残されておるんですね。

ここの場合はもう全くですね、いわば地元の人の協議会のいわゆる下働きというか、そういったことだけに終わっているような気がするんですね。だからそれではやっぱいけない。できるだけですね、そういった社会教育部門というのは、これから非常に私は大切になると思うんですよね。特にもう地域にもう子どもがいなくなる。そして高齢者が増えるという時期を迎える中でですね、もう本当にこれからやはり社会教育、いわゆる生涯教育というのが私は充実していかにゃならないわけですが、残念ながらこういう形で今なってきてですね、地域では非常に皆さん真剣頑張っておるんですが、なかなかですね、その域を脱しない。

これはちょっとですね、少し言葉としては適切な言葉じゃないということをまず議長にあらかじめお聞きしておいてですね、ある町民の方からこういったことを言われておるんですよね。いわゆる、本当にここで言っていいかどうか、一応ある町民の方が、「素人に金だけ出して、そういうことで自治会館はいいのか」というようなことを私に言われましてですね、いや私も、実はこの制度そのものにやっぱ問題があると。したがって、早い時期にやはり見直すなら見直した方が、私は地域のためになるんじゃなかろうかというようなことを言っておったんですけどですね、まさに今担当しておるそれぞれの自治館の職員の方は頑張ってしていただいております。がしかしですね、これは私が昨年から今年にかけて、昨年は福島県の矢祭町に視察に行ったんですね。ここの矢祭町はですね、まず何も、これはちょっと突出しておりますけどですね、実に、役場は7時半から窓口が開いちょるですね。そして夕方6時半まで、職員が交替で勤務されちょるんです。そして更に、幼稚園、保育園、公民館、すべて役場と同じ勤務をなさっておるんですね。ですから、私は何もね、そこまではしなくてもですね、今、自治館あたりに地域の方々がですね、ぜひ職員に土曜、日曜、祝祭日ぐらいは在勤をしてもらいたいと。

私、今年6月にですね、総務課長に聞いたら、勤務労働条件は指定管理者に任せてあるんだと。したがって、指定管理者の方にそういった問題は委ねてあるというふうに答弁をされておりましたけどですね、やはり先ほど言ったように、これはやっぱ町民の税金を出して使っておるわけですね。そうなればね、そういうただもう指定管理者に任せてあるから皆さんいいようにしなさいと言うんじゃなくして、やはり地域の方々にとってみるとですね、土曜、日曜はやっぱり一番利用したいんですよね。今もう本当に厳しいんですよ。もう私もまあ出席率はあまりよくないんですけどですね、たまにいろいろな会合に出て行くけどですね、ほとんど来る方はもう高齢者ばかりなんです。20代、30代、40代、50代、まず館の催し物に余程のことがなければ来ませんですね。それは皆さん分かると思うんです。もうほとんどそういった仕事をなさっておる方は、夕方帰って、家にですね、そしてご飯食べる前に一杯飲む。そすと、もうそこで行動は停止されてしまうんですね、今は。昔はですね、まあいいやと、ちょっと一杯飲んで、今日は会合があるき車に乗って行くかということで出て来てですね、若い人も来ておったんです。しかし、もう今はそういうことはできません。ですから、疲れて帰ってですね、夕方帰って、そういうふうにご飯食べて一杯飲んで、もうそこで若い方は行動が止まってしまう。

ですから、私は、今後この館のそういった勤務体系を、私はぜひですね、これは今までね、公民館のときはいわゆる行政の職員がおったから、行政の職員の勤務体系に合わせて、朝8時半から晩方5時ということできたんでしょうけど、こういうふうに指定管理者で、いわゆる官から民と。やはり民ということはね、やはりサービスを更に質を上げますよということじゃないのかなと。民にしてサービスが低下するならですね、これはもうなんのことか分からんと、そうじゃなかろうかなと思うんですね。ですから、やっぱ私はここをですね、ぜひ町長も見直すというふうに言われておりますからですね、そういった勤務体系を私は見直して、そしてやはり勤務体制を見直すならばですね、生かさず殺さずというような賃金じゃのうでです、やはりそこに働いて本当に打ち込んでいけるというようなやっぱ賃金を差し上げて、そして仕事はそういうふうに、もうこれは矢祭町だけではないんです。私は、今年、北海道の和寒町に行きました。ここも、もう公民館は、盆、暮れで3日ずつ休んだ。あとは日曜、祭日、休日、全部職員が在勤してます。それから更に、これは個人的に東京は江戸川区の臨海町に行ったんですけど、ここはちょっと東京ですからスケールは大きいんですが、ここれはもう年始の3日だけ。あとはいわゆる全部職員が在勤をしてなさっておる。そういうのがね、もうやっぱし21世紀は一つの流れなんですよね。

それに、ある公民館で、今年の場合ですよ、26日が土曜かね、26、27日が土、日なんです。28日から年末休みで、来年の3日まで休みです。実に9日間職員が不在というような形が出ておるところもあるやに聞いておりますけどですね、これじゃあですね、やはりやっぱ、昨日、一昨日ですか、私どもあるグループで八幡の自治会館からバスに乗って行ったんです。そのときたまたま障がい者の方がおって、トイレがしたいと。いや、そら自治会館開いとりゃせんかと言ったら、いやそれが開いてない。これはもうどげえしようかち、もう困ったね、ほんならもう堪えちょって、湯布院の道の駅まで我慢しよということなんですよね。もう完全に館は閉館してますからもうトイレも使えないと、そういう状況がありますので、ぜひこの自治館については見直しをし、そして更に地元の住民がより使いやすいですね、そしてそういうような館に私はぜひしていただきたいなというふうに思っております。いささか長くなりましたけども、そういうことをお願いして、まず課長に答弁を。

- ○議 長(藤本勝美君) 河島地域力創造課長。
- ○地域力創造課長(河島広太郎君) 宿利議員さんのご発言お聞きをいたしました。少し私どもが目指している地域コミュニティの部分と、議員さんのお考え方にずれが生じているというふうに思っております。

まず、私どもが地域コミュニティ設立した背景は、先ほど私が答弁したとおりでございまして、やはり地域を小さな自治体として育てていきたい。行政と小さな自治体で対等なパートナーシップを持ちながら、地域に根ざした問題をその中で話し合っていただいて、支援するべきものは、町の方が支援していくと。できるだけ地域で解決できるものはその中で解決をして欲しいというのが、町としての設立の狙いであります。そういうことで、決してお金だけを差し上げて「はい、運営をやってください」と言ってるわけではございませんし、常に連絡はとりながら、館長さんとも連絡とりながら様々

な行事に取り組んでいるところでございます。

そういう意味で、まだ本当に道半ばでございますが、確実にこの路線で、やっぱり地域の問題を一番よく知るのは地域の方々というふうに考えております。ですから、それは行政としても支援をしていくという形でございますので、よろしくお願いしたいと思います。

- ○議 長 (藤本勝美君) 大蔵社会教育課長。
- ○社会教育課長兼中央公民館長(大蔵順一君) 私担当課ではございませんけど、昨年まで、コミュニティの推進で入れた担当をしておりましたので、少し先ほど地域力の課長さん言いましたけど、ちょっと議員さんと考えの部分があれなんで、少し説明をさせていただきます。

自治会館ありきじゃなくて、地域のコミュニティありきで、そのコミュニティの事務局をどこに置くかということで自治会館とした方がより地域が使いやすいということで、自治会館に変えたとこでございます。

それから、宗像が一応参考ということでございましたけど、宗像だけじゃなくて、熊本それから北九州の公民館関係も、その当時は、まず最初は公民館運営審議会ですね、運審の方からの話でございました。その中で見に行った経緯で、宗像方式といいますか、それとあと、たぶん設立の時に辻駒先生をお呼びしたとこが、あそこが同じコミュニティで1万ぐらいと思います。それから宗像の方は玄海町だったかと思いますけど、まず最初は、小さな6,000ぐらいの町がしていたのを、吸収合併といいますか、まあ対等合併という恰好になってるんですけど、その中で、宗像の方がそれがいいということで、最初は小さな町がやっていたことを宗像の方が入れたちゅうとこです。宗像の方は、小学校区といいますか、学校区のいわゆる小さなコミュニティになっております。うちがちょっと違うちゅうとこは、旧4カ町村なんで、行政的なものも担えるかなという部分が非常に、どんどん職員を減らすということで、そこ辺が一番大きな相違点でございました。

あと基金の話も出ましたけど、基金とそれから運営費につきましては、たぶん町議さんも運営委員会の理事になっておると思いますが、総会をして、その中できちっとたぶん基金の収支報告、それからうちが先ほど課長が言いました50万の収支報告も、会計監査がいらっしゃいまして、監査委員がいらっしゃいまして、それで承認を総会でして、たぶんそこは全体の地域が目には行き届くようにはしておると思います。それから基金につきましては、大きな取り崩しとかいうのは、全部町長の承認を得ないとできないということ、たぶん3年ぐらい、当初の時に、たぶん委員の中、ここでも説明をたぶん担当課長がしたんじゃないかと思いますけど、そういったことで、決して当初の分は、そんなふうでほたるちゅうような恰好では決してございませんので、活動は、そのときに私がたぶん言ったと思いますが、8年から10年かかるんじゃないかという話はしておりましたので、これなんせ、よそにあまり類を見ないことなんで、もう少し時間をかけて温かく見守っていただければなと思っておりますし、昨日片山議員さんが言いましたように、学校の方の支援の方もこれはコミュニティが入っておりまして、それから全部4地区、防犯関係ですね、見回りとかいうのも、これはもうそのコミュニティがあったから、数百名におよぶような恰好で全部していただける部分もありますので、確かに先ほど

教育長が言われましたように、公民館として社会教育の実践の場という意味においては、対等になりましたんで、なかなか上からの指示という話にはなっておりませんけど、そこ辺はたまたま私社会教育の担当になりましたんで、議員さんのそういった思いは受けて、一生懸命そこ辺は詰めていかなければならないかなという思いはしております。なんせコミュニティの方は福祉も入っておりますし、町づくりとかかなり大きな部分が入っていますので、そこ辺は支える部分で一生懸命いきたいと思っております。

それから、職員が全くというようなこともありましたけど、地区体は各職員が全部に入ってこれは 支えておりますし、私、玖珠地区でございますが、文化祭とか、あとどんど焼きとか等につきまして も、表には立たないんですが、かなり下の部分で支えている職員もおりますので、そこ辺はどうぞ目 をかけてやっていただきたいなと思っております。

- ○議 長 (藤本勝美君) 8番宿利俊行君。
- ○8 番(宿利俊行君) 課長が今言ったそういうことは、ある程度私は理解はしておるんですがね、 例えばね、これは八幡の自治組織の中で、町が出したいわゆる基金はですね、今どうしてあると思いますか。課長分かっちょる、どういうふうにしてあるか、利用を、聞いてないんでしょうか。
- ○議 長(藤本勝美君) 河島地域力創造課長。
- ○地域力創造課長(河島広太郎君) 基金の取り扱いですか。そのまま基金口座に預金をしておると思っていますが。
- ○議 長(藤本勝美君) 8番宿利俊行君。
- ○8 番(宿利俊行君) そのとおりなんですよね。基金委員会を作ってね、郵便局と農協とそれから 大分銀行かね、定期にしてあるんですよね。だから、私は、公金を町が出したのをね、定期に入れて おくちゅうのが妥当なのかねと思うんよね。だからその辺はですね、ひとつ見直しの中で考えていた だきたいと。今この行政がこれだけ厳しい財政状況の中で、地域のコミュニティに金を差し上げて、 そのお金を銀行に定期に入れてある。そして基金委員会を作ってね、委員会はそれを監視ちゅうか管 理しちょるというようなことになっておるようにありますからですね、いかがなものかなとそういう ふうに私は思ったもんですから、ちょっとお聞きした次第でございます。

そういうふうですから、非常に時代が変わっていく中で、ぜひこういった時期にこそですね、勤務あたりも考え直して、やはり住民サービスを向上させるというような観点からも、ぜひ、それは僅か職員が2人しかいないからですね、土曜も日曜も祭日も出るなんか言われても無理だと言われるかもしれませんけど、その辺はね、職員がうまくローテーションでも組んで、そしてやはり地元の地域の方々に私は利用といいますかね、利用させていく。利用させておらんと私は言っておりません。利用はね、そら確かに管理人がおっちょってですよ、ちゃんと鍵だけ開けてありますから、それはいわゆるそれは昔からある公民館時代に、いわゆる貸し館事業ですね、貸し館だけなら、もう管理人に頼んだらいい、鍵あげちょっとですね、管理人に使用願いを出して、管理人が開け閉めすりゃいいんですけど、そうじゃないんですよね、やはり地域の方々は、そこにいらっしゃる職員の方に話したいこと

もあるし、コピーを頼みたいこともあるし、そういったことが土曜、日曜、祝日はできないんですよね。ですから、そういうところがね、私はやっぱきめ細かいサービスがあって民にしたんじゃないかなというような気がするんですね。

だから、これまでは官であったからですね、なかなかそういうようなことができなかったけど、今回このね、民にして制度を変えたならば、そういうところも私はやはりしっかり変えていく必要があるんじゃなかろうかなというふうに思っております。以上でですね、

- ○議 長 (藤本勝美君) 宿利議員、時間もあんまりないが、大蔵課長がちょっとご答弁するそうです ので。
- ○社会教育課長兼中央公民館長(大蔵順一君) すいません、何度も反発みたいな恰好でしておりますが、基金の方は一応私の方が指示をいたしましたんで、ちょっと各4地域のコミュニティの事務局の名誉のためにちょっとお話をいたしますが、10年間で、極端に言いましたら2,000万貯める1,500万貯めるというようなことを総会の中で地域のコミュニティがお話をしていただいて、それが一応基金ということです。だからその原資として町の方が上げますよと、あとそれぞれの地域の住民が100円でも200円でも毎年積み立てをして、ある程度の基金の元ができればそれを使っていいですよという話をしておりましたのが、たぶん定期にしておる部分かなと思っております。

それから勤務状況でございますが、これはたぶん理事さんとか役員さんの中で話をしていただければいいかなということで、初っ端の運営委員の指示とかいうのは、お手本だけは見せたんですけど、そういう指示は、逆に言うたら、先ほど課長が言いましたように、お互い同等の立場の組織なんで、そういったことは内容は自分たちでお話をして、もう土、日も開けようや、そういったことをしよう、逆に言うたら、そういった恰好で運営費が足らんというようなことであれば、町の方に話ができるかなちゅうのは、初っ端私の方の説明では、各地域には言っております。

- ○議 長 (藤本勝美君) 8番宿利俊行君。
- ○8 番(宿利俊行君) だからですね、それじゃね、私は課長ね、私は無責任だろうと思うんですよね。だからやっぱそこは、やはりやっぱ行政がそういったコミュニティの方々とね、やっぱししっかり話。というのは、さっき私が、まあ適切な言葉じゃないけど、町民の方から、言うなら、「ど素人んじょうに銭を配ってあると、後藤町長はどげえするんか」と、そういうような極端なね、言い回し方で私に言われてですね、そういうことを、まあ適切じゃない言葉ですけどね、言わないとはっきりここは通用しないから申し上げたんですけどね。だからやっぱ町民の方はそういうふうに思っちょんのですよね。やっぱし金を出すならやっぱ口も出せと、そして口も出すならやっぱ汗も出せということでね、まだこれがもう10年、20年経っておればいいです。ここの過渡期ちゅうか、過渡期じゃない一応まだ始まってからね3年ぐらいですから、あんまりもうぱっとね、地元でいいようにやりなさいなんたってね、そらあ今まで地区の公民館に役場の職員がおっておってもよね、なかなかそういうふうにうまくいかなかったわけでね、やっぱそれをましてね、まるきりもう皆さんに運営をやりなさいと、そらちょっと私はやっぱ不親切じゃないかなと。まあ少しやっぱ親切に、育ち上がるぐらいまで

は、私は手を差し伸べてほしいということなんですよね。それがね、やっぱこの自治館制度が更に発展するかしないかと、大きな私はやっぱ試金石になるんじゃなかろうかなというふうに思っていますね。

ですから、ひとつ今後ですね、そういうふうで地域を見放さんで、現に出ちょるきいいじゃねえか というようなことじゃなくしてですね、もう少しきめ細かくやっていただきたいということが私は町 民の願いじゃなかろうかなというふうに思っています。

あと2点、3点残っておりますが、時間がきましたので、また次回に繰り越してご質問をいたしたいと思っております。これで私の本年の最後の質問を終わらせてください。どうか皆さん方におきましては、来る新しい新年が更なる飛躍する年でありますようご祈念申し上げまして、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議 長 (藤本勝美君) 8番宿利俊行議員の質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

ここで3時10分まで12分間休憩いたします。3時10分から再開いたします。

午後2時58分 休憩

 $\triangle$ 

午後3時10分 再開

○議 長(藤本勝美君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

## 日程第3 追加議案の上程(議案第114号)

○議長(藤本勝美君) 日程第3、追加議案の上程を行います。事務局長に議案の朗読をさせます。小川事務局長。

○事務局長(小川敬文君) 追加議案の朗読をいたします。

議案第114号 平成21年度民生安定施設整備事業

玖珠自治会館建築主体工事請負契約の締結について

以上であります。

## 日程第4 町長の提案理由の説明

- ○議長(藤本勝美君) 日程第4、町長に提案理由及び議案の説明を求めます。 後藤町長。
- ○町 長(後藤威彦君) お疲れ様です。追加議案を提案させていただきます。本日一般質問2日目でありますが、追加議案の提案をお願いしたところ、ご配慮いただき誠にありがとうございます。

それでは本日提案いたします議案について提案理由の説明を申し上げます。

お手元の議案集を配付しておりますので、ご覧いただきたいと思います。

議案集1ページをお開きください。

議案第114号は、平成21年度民生安定施設整備事業 玖珠自治会館建築主体工事の請負契約の締結でございます。

本案は、工事の性質上、経歴信用を有する業者に請け負わせる必要がございますので、要件設定型一般競争入札(総合評価方式)に付し、入札価格と技術評価点を審査した結果、大分市大字古国府1174番地の1 株式会社 利根建設 代表取締役 利根三喜生と請負金1億6,462万8,450円をもって契約を締結したいので、玖珠町議会の議決に付するべき契約及び特に重要な施設の廃止に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

なお、次のページに本会館の完成予想図を添付しておりますのでご覧いただきたいと思います。 以上で説明を終わります。

## 日程第5 追加議案の質疑

○議 長 (藤本勝美君) 日程第5、追加議案の議案質疑を行います。

追加議案集1ページです。議案第114号、平成21年度民生安定施設整備事業玖珠自治会館建築主体工事請負契約の締結について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

13番日隈久美男君。

- ○13番(日隈久美男君) 先ほど宿利議員の説明の中で、町長答弁で、せっかくの機会で自治会館が建つというときに、宿利議員の答弁の中で、見直しをすると。これはコミュニティ運営協議会で、いろいろな部会で決定したことでありまして、町が見直す、こういう発言で、大きく今からの内容が変わろうかと思いますが、これに対して町長どう思われますか。
- (○町 長(後藤威彦君) なんで。)
- ○13番(日隈久美男君) なんでじゃない。あなたが見直すと言うたじゃないですか、一般答弁の。
- ○町 長(後藤威彦君) なにをですか。
- ○13番(日隈久美男君) 何をじゃないですよ。そげな言い方あるですか。さっきの宿利議員の答弁の中であなたは答えたじゃないですか。見直しを、ぜひとも見直しを図ると。何をとか、そこが自席で言っていいんですか。自分の言ったことに責任持てんのですか。
- ○議 長 (藤本勝美君) 内容的にちょっと。
- ○13番(日隈久美男君) えーとね、宿利議員がコミュニティボンドの件とか、監査の件、基金の件とかいろいろなお聞きしたときに、人員とかそういうことで、今後町としてどうするのかといったときに、町長はこれから見直しを図っていくと、こういう答弁をされました。これに対してですね、的

確に答えていただきたい。今やっと軌道に乗ろうと、各コミュニティが努力してるんですよ。本当に努力の跡が見られるんですよ。町報とか広報くすとかにですね、毎月事業の説明とかいろんなことが入ってきております。「あ、よう頑張ったな」と町民は思いよると思うんですよ。そこで今町長の発言で見直しをすると。そこ辺をね、今こういう立派な施設を造ろうというときに、またこういう発言が出ると非常に今から困惑するんじゃないかと。そういうことで質問を今しております。

- ○議 長(藤本勝美君) 後藤町長。
- ○町 長(後藤威彦君) どうも、この施設とかそういうものを見直すと言いよるわけじゃないんで、いわば制度的に今からよりコミュニティを強くしていきたい、大きく発展をさせていきたい、そういう意味で私は言ったわけであって、それを、何か今やってることを駄目だとかそういうことを言ったつもりは全くありません。そういうことでございます。
- ○議 長 (藤本勝美君) 13番日隈久美男君。
- ○13番(日隈久美男君) 私はそういうことを言ってるんじゃないんですよ。自治公民館もこうしてせっかく完成を迎えて、入札まで決まったと。これからじゃあ本当に大事なとこを迎えるんだと。そのときに中身とかはいろんなコミュニティボンドとかいろいろなとこで、人員配置、また時間とかですね、宿利議員の言われたことに対して見直しを図るとそういう発言をされるということは、コミュニティ協議会を無視したような発言に取れるんじゃないかと。コミュニティ協議会はコミュニティ協議で大事にしていかなくてはいけないということを私は言ったつもりであります。
- ○議 長 (藤本勝美君) 日隈君、答弁はいいですか。
- ○13番(日隈久美男君) はい、もういいです。
- ○議 長(藤本勝美君) 執行部お分かりですか。 〔「はい」と呼ぶ者あり〕
- ○議 長 (藤本勝美君) 1番佐藤左俊君。
- ○1 番(佐藤左俊君) せっかくですね、この立派な自治会館が入札されて、あと議会で契約という ことになった中に、あえてこういう私が質問するのは、ちょっと大変問題があろうかと思いますが、 ご質問だけさせていただきたいと思います。

このコミュニティ会館、これについては先ほども一般質問の中で議論がされておりました。いずれにしても町の方向が変わったわけです。実は、これは地区別な話をしてもちょっとおかしいとは思いますが、公民館の建て替えとそれから自治会館の問題については、実は森がですね、今ちょうど話出ておるんですよね。ところが、非常に建設予定地があそこはちょうど急傾斜地、直接は被害ありませんが、しかも昔の施設のある中に継ぎ足しちいいますか、そういう話が今持ち上がってるんですよね。これは質問とはちょっと多少違いますが、ただ、このコミュニティ施設の中にやっぱり町の考え方も少し入れられた中に、これは一応できてるじゃないかと今思います。

というのはですね、今あそこの中央公民館のところの場所ですね、700名のホールがあります。できたら、自治会館いろんな施設を造る場合、300人ぐらいちょっと集めれる集会場所が4地区のコミュ

ニティの中にできないだろうかということが一つの課題でもありました。そうしないと700名の催し物ができるけど、300名ぐらいの催しができない。それら自治会館の中のどこかの自治会館がそういうのが整えちょえば、いろんな人ができるちゅうのは、これから先の自治会館建設にあたっては、いろいろ町としての考え方も入れられるんじゃないかなというのが1点であります。それと、これだけ立派な施設ができておりますが、当然この集会施設ですか、全然私は見ておるわけじゃありませんが、何人入るホールなのか、まずお聞きをします。

- ○議 長 (藤本勝美君) 河島地域力創造課長。
- ○地域力創造課長(河島広太郎君) 集会室のまず面積ですが、198.4平方メートルというふうに設定をいたしておりまして、200人以上は入れるという設定でございます。 以上です。
- ○議 長 (藤本勝美君) 8番宿利俊行君。
- まずこの会館はね、今後、今、図面を見ると平屋のようにありますがね、平屋にした理由、それから更にですね、現在まで使われておる跡地の利用といいますか、そういうのまで考えておるのかどう

か。 ○議 長 (藤本勝美君) 河島地域力創造課長。

○8 番(宿利俊行君) まず2点ほどお聞きします。

○地域力創造課長(河島広太郎君) これは、将来、地域の人々の高齢化とかに対処するために、鉄筋コンクリート造平屋建てという設定でございまして、一部鉄骨造でございます。それから現在の自治会館の跡地ですが、すでに公園計画を設定をいたしております。

以上です。

- ○議 長 (藤本勝美君) 8番宿利俊行君。
- ○8 番(宿利俊行君) 私がなぜその平屋に、確かにこれからはそういったね、高齢化社会の中で、 平屋というのは使い易さとかね便利はいいわけなんですが、こうして見たときにですね、果たしてこ の公民館の周囲に駐車場がいかほど取れるのかとか、それから土地利用の面から見てもですね、やは り私はね、これだけ高価なところなんですよね、この周辺は。ですからやはり将来ですね、駐車場の 問題等が起こる懸念があるんじゃないかなというようなことで質問したわけです。
- ○議 長 (藤本勝美君) 河島地域力創造課長。
- ○地域力創造課長(河島広太郎君) 駐車場が少なくなるんではないかというお話でございます。現在 この土地、東町住宅の跡地でございますが、ここに建築面積が1,175.6平方メートルの建物を建て るわけでございます。残りのスペース、駐車場スペースを計算いたしておりまして、大体35台はこの スペースでいけるというところでございます。ただ、地元からの要望といたしましては、今議員ご発 言のように、やっぱりそれは少ないと、新たに駐車場の検討を行ってほしいという要望は聞いており ます。

以上です。

- ○議 長(藤本勝美君) 7番高田修治君。
- ○7 番(高田修治君) 総体的なことで、契約で聞くわけじゃありません。契約勿論もう皆さんの意見が、結局ですね、こういう施設を造るときに意外と議員が中身知らんことが多いんですね。だからちょっと基本的に聞きますけども、玖珠の実績報告のとき聞くのが本当なんですけども、例えば土地に対して建物は大体どんくれえ予想してますと、どんくらいしかできませんちゅう、反対に言えばですね。それからものすごく気を遣うていただいて、地元に相談行ったと思うんですよ、うんと。かなりの意見を聞いて実施設計に入ったと思うんですが、一番基本的なことは、自治会館は何のために造るかですよね。ほんで、地域で、役場、結局行政としてこの建物はどげえ使う、自分とこ、役場として何は基本的にほしい。例えば町長さん施政方針の中に、母子サロンかこれは町の提案ですか、地元の提案ですか。そういうふうにね、例えば、町は絶対この辺の入口はほしいよとか基本的なものがあると思うんですよね。その辺がきちっとできちょったんかなと思ってます。あんまりサービスしすぎてね、町の規定は何も入れてないで造ったような私は気がしてならんですが、これ見て。

逆にですよ、例えば選挙はどげえしますか、マット敷くですか、雨降りゃ。そげなんも考えてですね、いろいろあるんじゃねえかなあと思うて、担当には言うたんですけど、とてももう間に合うようなことじゃなかったからですね、例えばきちっとした町の方針で、こういう方針で設計いきましたと。例えばそうすれば、今言う森公民館の跡地の建て替え方法も、こういう方向で最低限は町としては必要としておりますとかいうようなことを入れてあげると、非常にいろいろ文句言うわけじゃありませんけど、荒立たんで済むんじゃないかというふうに思いますのでよろしく。

- ○議 長(藤本勝美君) 河島地域力創造課長。
- ○地域力創造課長(河島広太郎君) この玖珠自治会館の建設でございますが、これはもう昭和50年に建てたものでございまして、33年の経過をしておるわけでございます。その中で、平成17年に玖珠地区に「玖珠公民館建設玖珠委員会」というようなものができまして、それから以後コミュニティの運営協議会ができました。この中でもずっと建て替えの要望を受けてきてるわけでございまして、その間に、平成18年に基本設計をやっております。このときも玖珠公民館の建設促進委員会、それからコミュニティ運営協議会の皆さんにはご相談申し上げて、基本設計という形をとっております。それから平成20年に入りまして、昨年度ですが、実施設計に入る段階で、玖珠地区自治会館建設に係る協議ということで、3回ほど地元との協議を行ってきてるところでございます。

先ほど母子サロンの件でご質問がございましたが、この自治会館の中に母子サロン102平米の母子サロンを設けております。これは勿論地区の女性の方々からも要望がありましたし、町の方もこれは設けていきたいという形でございます。そういう中でやってきましたんで、かなり高田議員おっしゃるように、地元の意見は相当入っていると思っていただいてよろしいかというふうに思っております。ですから、若干行政の部分と少しずれがあるかというようなこともあるかというふうには思いますが、概ねこの線で地域とは了解を得て、建設までこぎつけたという段階でございます。

以上です。

- ○議 長(藤本勝美君) 7番高田修治君。
- ○7 番(高田修治君) ご回答いただきましてありがとうございます。

そのとおり、自治区の方はそう文句言いよる人はおらんと思います。逆に言えば、役場の方が使いにくうなったんじゃないかというような、逆に言えばですよ、行政的にあの造り方で「あー、もう大丈夫かなー」ちゅう、こう思うところたぶんあったんやないかちゅうような気がしておりますので、これから建築するときのですね、やっぱり一番基本的に必要な、行政としては必要なところちゅうのは、やっぱり芯を通していった方がいいんじゃないかなという気がしましたので、要らんこと言いました。失礼しました。

- ○議長(藤本勝美君) 議案に対するご意見ですよ。9番松本義臣君。
- ○9 番(松本義臣君) 先ほどですね、駐車場35台でありますが、これはコミュニティ自治会館の役員とそれぞれ協議はしておると思いますが、今後、駐車場を買うとか、そういったことは生じませんか、それが1点。それと、現在の用地を公園化するということでありますが、それを、大体私はそこを駐車場にするのかなと思っておったんですが、そういう計画はありませんですか。この2点。
- ○議 長 (藤本勝美君) 河島地域力創造課長。
- ○地域力創造課長(河島広太郎君) 先ほどご質問にお答えしましたように、やっぱり35台は少ないという意見は聞いておりますんで、これも早急に検討しなければならないかなというふうに思っておりますし、現在の自治会館が廃止になって新たに新しい自治会館に移転しますと、あそこの部分は取り壊しということで、昨年、建設課の方で周辺のアンケートをいたしておりまして、その中で、公園にしてほしいという意見が一番多かったというようなこともありまして、現在のところ公園計画という形をとっているところであります。ですから、いずれにしましても駐車場の問題は検討していく必要があるんではないかというふうに考えてるところです。

以上です。

- ○議 長 (藤本勝美君) 9番松本義臣君。
- ○9 番(松本義臣君) それでですね、将来駐車場を買う、ほんなら買うとか、その財源は町が出す のか、地元のそれぞれの自治区、コミュニティセンターが出すのかですね、そこまではまだ決めてな いわけですね。
- ○議 長 (藤本勝美君) 河島地域力創造課長。
- ○地域力創造課長(河島広太郎君) 現時点では、そういうふうなとこまでは検討してないところです。
- ○議長(藤本勝美君) ほかに。8番宿利俊行君。
- ○8 番(宿利俊行君) まずね、財源内訳はどうなっちょる。それ確かめる。
- ○議 長(藤本勝美君) 8番、この議案第114号の契約案件に対するあれじゃからね、この議案質疑ですよ。これを可決するのか否決するのかどっちかです。議案に対して質問をしてください。

河島地域力創造課長。

- ○地域力創造課長(河島広太郎君) これは防衛関係の補助事業で民生安定事業により建設を行いたいというふうに考えております。今のところ民生安定事業これ定額の助成になりますが、約1億2,200万ぐらいの民生安定の補助事業を予定しておるところでございます。
- ○議 長 (藤本勝美君) ほかにございませんか。4番。
- ○4 番(柳井田英徳君) 今公園の話が出ましたが、今度総合運動公園に公園は近くにあるんでしょう。そこでまた公園を小さい公園を造る必要ないんじゃないですか、そこはもう駐車場にした方が一番ベターじゃないかと思いますが。

以上です。

- ○議 長 (藤本勝美君) 4番柳井田君、私がさっき言ったでしょう。114号に対する質疑です。
- ○4 番(柳井田英徳君) いや、そうですよ。
- ○議 長(藤本勝美君) 関連ありますかね。
- ○4 番(柳井田英徳君) 今駐車場の関連があるじゃないですか。
- ○議 長 (藤本勝美君) 運動公園とかなり…。
- ○4 番(柳井田英徳君) いやいや、その公園を造るか造らんかの関連ですよ。だからそんなに公園が要るかということを私は言いよるんです。そんなお金を使う必要がないじゃないですかち言いよる。 駐車場にすればもうそれで駐車場ができるじゃないですか、お金出さんで。私はそれ言いよるですよ。 これ関連じゃないですかね、関連でしょう。
- ○議 長 (藤本勝美君) 河島地域力創造課長。
- ○地域力創造課長(河島広太郎君) 柳井田議員さん貴重な意見でございますので、検討させていただ きたいというふうに思います。
- ○議 長(藤本勝美君) ほかにないですか。(な し)
- ○議 長 (藤本勝美君) 質疑なしと認めます。

これで議案第114号の質疑を終わります。

以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

なお、明16日は議案考察のため休会としたいと思います。異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議 長 (藤本勝美君) 異議なしと認めます。

よって、明16日は議案考察のため休会することに決しました。

本日はこれにて散会いたします。ご協力ありがとうございました。

午後3時34分 散会

## 地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。 平成21年12月15日

玖珠町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員